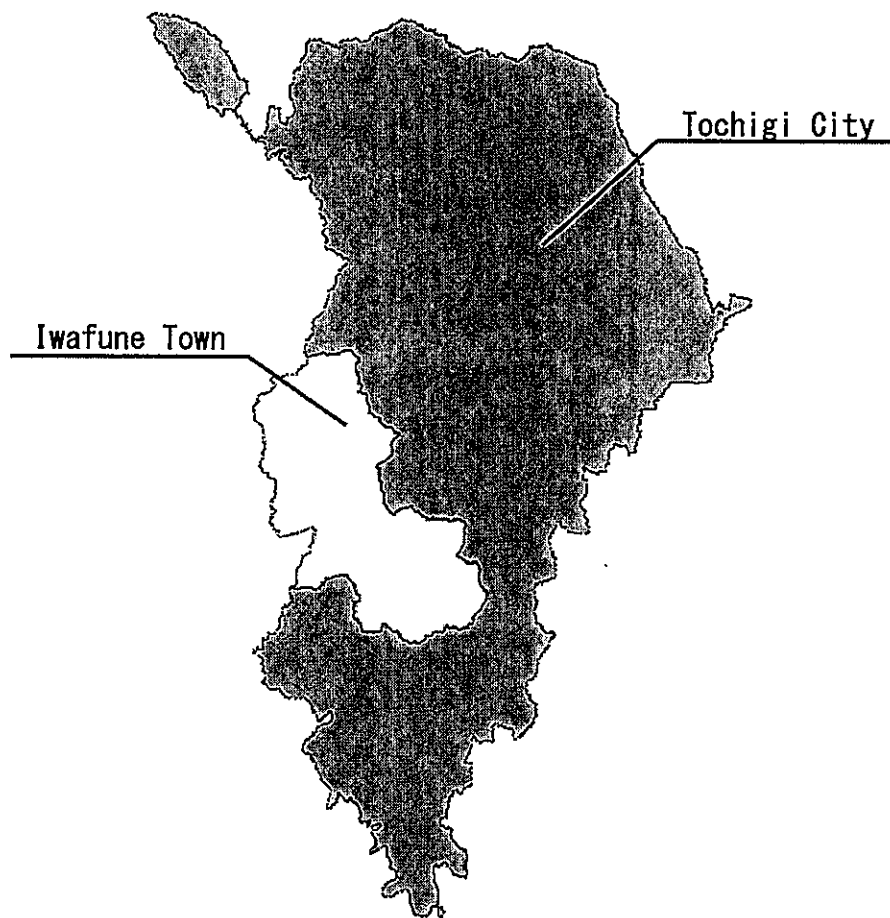


第10回

栃木市・岩舟町

合併協議会

会議資料 ①



日時：平成25年1月17日（木）午前10時00分

会場：栃木市大平総合支所 大会議室

目 次

(1) 協議事項

協議第 5 6 号－2 消防防災関係事業について	P 1
協議第 6 号（継続協議－4）合併協定項目 2 6 合併市町村基本計画について	P 8

(2) 報告事項

合併協定項目以外の主な調整方針について（保健福祉部会）

B ランク	P 1 3
C ランク	P 2 9

協議第 5 6 号－ 2

合併協定項目 2 5－ 6 消防防災関係事業について

消防防災関係事業について、協議を求める。

平成 2 5 年 1 月 1 7 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5－ 6 消防防災関係事業
調整方針	1 地域防災計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後、平成 2 6 年度末までに栃木市の例により統合する。 2 防災行政無線については、合併時は現行のとおりとし、合併後、平成 2 7 年度末までに栃木市の例により統合する。 3 災害応援協定等については、合併後、新市において速やかに関係機関等と協議のうえ締結する。

平成 2 4 年 1 1 月 1 2 日(確認)

平成 年 月 日(確認・継続協議)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-6 消防防災関係事業	関係項目
調整の方針	1 地域防災計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後、平成26年度末までに栃木市の例により統合する。	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
○地域防災計画 平成24年度末までに地域防災計画を策定する。 策定までの間は、旧市町の地域防災計画を暫定的に運用している。 【旧栃木市】地域防災計画（平成20年7月修正） 〔構成〕①一般災害対策計画編 ②震災対策計画編 ③資料編 【旧大平町】地域防災計画（平成21年3月修正） 〔構成〕①風水害対策編 ②震災対策編 ③資料編 【旧藤岡町】地域防災計画（平成21年3月修正） 〔構成〕①風水害等対策編 ②震災対策編 ③資料編 【旧都賀町】地域防災計画（平成21年3月修正） 〔構成〕①風水害等対策編 ②震災対策編 ③資料編 【旧西方町】地域防災計画（平成20年2月修正） 〔構成〕①風水害等対策編 ②震災対策計画編 ③資料編	○地域防災計画（平成19年3月修正） 〔構成〕 ①風水害対策編 ②震災対策編 ③資料編	合併時は現行のとおりとし、合併後、平成26年度末までに栃木市の例により統合する。

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-6 消防防災関係事業	関係項目
調整の方針	2 防災行政無線については、合併時は現行のとおりとし、合併後、平成27年度末までに栃木市の例により統合する。	

現 況		岩 舟 町	具体的な調整内容
栃 木 市			
○防災行政無線 デジタル移動系防災行政無線 平成23年4月にデジタル移動系防災行政無線システムを栃木地域、大平地域、藤岡地域、都賀地域に整備。西方地域については、平成25年度末までに整備する。		○防災行政無線 アナログ移動系防災行政無線	合併時は現行のとおりとし、岩舟地域をカバーするデジタル移動系防災行政無線システムを、合併後、平成27年度末までに整備する。

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-6 消防防災関係事業	関係項目
調整の方針	3 災害応援協定等については、合併後、新市において速やかに関係機関等と協議のうえ締結する。	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
○災害応援協定等 ・災害時における市町村相互応援に関する協定〔県内市町及び栃木県〕 ・災害時における相互応援に関する要綱〔北関東・新潟地域連携軸推進協議会構成市町〕 ・災害時における情報交換に関する協定〔国土交通省関東地方整備局〕 ・防災及び災害に係る放送協定〔ケーブルテレビ株式会社〕 ・災害時における栃木市、郵便事業株式会社栃木支店間の協力に関する覚書〔郵便事業株式会社栃木支店〕 ・防災及び災害復旧に関する協定〔栃木市建設業連絡協議会〕 ・災害時における応急復旧工事等に関する協定〔栃木市公認管工事業協同組合、栃木市南部水道組合、栃木市都賀水道組合、栃木市西方管工事組合〕 ・災害時における電気設備の復旧等に関する協定〔栃木県電気工事業組合〕 ・災害時の応急対策業務の実施に関する協定書〔株式会社大栄〕 ・災害時における通行妨害車両等の排除業務に関する協定〔有限会社ローイヤルサービス〕 ・災害時における物資供給に関する協定〔NPO法人コメリ災害対策センター〕 ・災害時における活動協力に関する協定〔イオンリテール株式会社イオン栃木店〕 ・災害時における生活物資の供給協力に関する協定〔株式会社カインズ〕 ・災害時における食糧及び生活必需品等の供給に関する協定〔とちぎコープ生活協同組合〕 ・災害時における資機材供給の協力に関する協定〔芙蓉レンタル株式会社〕	○災害応援協定等 ・災害時における市町村相互応援に関する協定〔県内市町及び栃木県〕 ・災害時における相互応援に関する要綱〔北関東・新潟地域連携軸推進協議会構成市町〕 ・佐野地区広域消防組合管内消防団相互応援協定書〔関係市町〕 ・防災及び災害に係る放送協定〔ケーブルテレビ株式会社〕 ・災害時における岩舟郵便局、岩舟町間の協力に関する覚書〔岩舟郵便局〕 ・災害時における応急対策業務に関する協定書〔岩舟町建設協力会〕 ・災害時における応急対策業務に関する協定書〔岩舟町設備業組合〕 ・災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定書〔岩舟町商工会〕	協定等を締結している先に差異があるため、合併後、新市において速やかに関係機関等と協議のうえ締結する。

消防防災関係事業に関する法令

○災害対策基本法（昭和36年法律223号）

（市町村地域防災計画）

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（次項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

（2） 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

（3） 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

4 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

先進事例

(地域防災計画)

●那須塩原市(平成17年1月1日合併)

地域防災計画及び水防計画については、3市町の現行計画を新市に引継ぎ運用する。なお、新市において新たな計画を策定する。

●佐野市(平成17年2月28日合併)

地域防災計画については、合併後3年以内に、新たに統一した計画を策定する。

●下野市(平成18年1月10日合併)

地域防災計画については、新市において3町の現行計画を基に新しい計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現行計画を新市に引き継ぎ運用する。

●日光市(平成18年3月20日合併)

地域防災計画は、合併後2年を目途に、新たに統一した計画を策定する。

(防災行政無線)

●那須塩原市(平成17年1月1日合併)

防災行政無線については、当面現行システムを新市に引き継ぐ。

●日光市(平成18年3月20日合併)

防災行政無線は、合併時は現行どおりとし、合併後に再編する。

●真岡市(平成21年3月23日合併)

防災行政無線については、合併時に真岡市の制度に統合する。ただし、二宮町の戸別受信機については、当面は現行のとおりとする。

なお、二宮町の固定系無線、移動系無線については、真岡市に引き継ぐ。

(災害応援協定等)

●那須塩原市(平成17年1月1日合併)

災害等の応援協定については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

●鹿沼市(平成18年1月1日合併)

災害時の相互応援支援協定については、合併時に鹿沼市の制度を基準に再編する。

●下野市(平成18年1月10日合併)

災害応援協定等については、新市において速やかに関係調整機関等と協議のうえ調整する。

●日光市(平成18年3月20日合併)

災害時の相互応援支援協定は、原則として、合併時までには調整し、新市において締結する。

協議第 6 号（継続協議－ 4 ）

合併協定項目 2 6 合併市町村基本計画について

合併市町村基本計画について、別紙のとおり提案する。

平成 2 5 年 1 月 1 7 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

平成 2 4 年 2 月 1 7 日（継続協議）

平成 2 4 年 9 月 2 6 日（継続協議）

平成 2 4 年 1 1 月 1 2 日（継続協議）

平成 年 月 日（確認・継続協議）

栃木県知事との事前協議に伴う修正箇所等について

頁	修正前	修正後
1 3	(2) 就業人口 ○県平均と比べると第一次・第二次産業の就業者の割合が高くなっています。	同左 ○県<u>全体</u>と比べると第一次・第二次産業の就業者の割合が高くなっています。
	平成 22 年の国勢調査によると、新市の就業人口は 79,132 人であり、これを産業分類別でみると、第一次産業 5,000 人(6.3%)、第二次産業 26,584 人(33.6%)、第三次産業 46,284 人(58.5%)となっており、第三次産業割合が増加傾向にあります。 県全体の構成比と比較すると、第一次・第二次産業就業割合が高く、第三次産業就業割合が低くなっています。	平成 22 年の国勢調査によると、新市の就業人口は 79,132 人となっ<u>ています</u>。これを産業分類別でみると、第一次産業 5,000 人(6.3%)、第二次産業 26,584 人(33.6%)、第三次産業 46,284 人(58.5%)<u>であり、第三次産業割合が高くなっています</u>。 <u>新市の就業割合は、第三次産業割合が増加傾向にあります</u>が、県全体の構成比と比較すると、第一次・第二次産業就業割合が高く、第三次産業就業割合が低くなっています。
1 4	(3) 土地利用の現況 新市の土地利用は、<u>その他が 9,868ha(29.8%)と最も多く、次いで田 8,309ha(25.1%)、山林 5,666ha(17.1%)</u>となっています。 これを県全体の土地利用割合と比較すると、新市の田・畑・宅地面積割合は<u>県値よりも高く、山林面積割合が低くなっています</u>。	同左 新市の土地利用は、田 8,309ha(25.1%)、山林 5,666ha(17.1%)となっています。 これを県全体の土地利用割合と比較すると、新市の田・畑・宅地面積割合は高く、山林面積割合が低くなっています。
	○地目別土地面積 ※その他は、公衆用道路、保安林、用悪水路、境内地、墓地を示す。	○地目別土地面積 ※その他は、公衆用道路、保安林、用悪水路、境内地、墓地等を示す。
1 7	(3) 農業 ○野菜類の作付面積は、平成 17 年に比べ 2.6 倍に伸びています。	同左 削除
	また、平成 22 年の販売作物の作付け状況をみると、稲が 4,223ha、麦類が 1,942ha であり、いずれも県全体に比べ減少傾向が大きくなっていますが、野菜類が 288ha となり、大幅に伸びています。	また、平成 22 年の販売作物の作付け状況をみると、<u>稲は 4,418ha で、県全体と同様に減少傾向にあるのに対して、野菜類は 298ha で、県全体と同様に増加傾向となっています</u>。一方、<u>麦類は 2,281ha で、県全体が増加傾向にあるなか、減少傾向となっています</u>。

頁	修正前	修正後
18	(4) 観光 推移をみると、年変動はあるものの、平成18年から平成22年にかけて、入込客数が栃木県では11.1%増に対して新市では14.4%の増と県平均を上回っています。	同左 推移をみると、年変動はあるものの、平成18年から平成22年にかけて、入込客数が栃木県では11.1%増に対して新市では14.4%の増と<u>県全体</u>を上回っています。
22	(5) 新市の主要指標と県内における位置づけ 農業 稲作付面積 422,329a 4位	同左 農業 稲作付面積 <u>4,418.2ha</u> 3位
23	(1) 新市の将来人口 また、年齢別人口の構成比は、平成22年と平成37年の比較によると、年少人口(0～14歳)は12.7%が9.8%に、生産年齢人口(15～64歳)は62.7%が55.7%に、老年人口(65歳以上)は24.6%が34.6%となります。	同左 また、年齢別人口の構成比は、平成22年と平成37年の比較によると、年少人口(0～14歳)は12.7%が9.8%に、生産年齢人口(15～64歳)は62.7%が55.7%に、老年人口(65歳以上)は24.6%が<u>34.6%となる</u>と見込まれます。
37	●広域交流軸 東北縦貫自動車道、北関東自動車道、一般国道50号、一般国道293号、主要地方道宇都宮栃木線など県内外との広域的な交流、連携の軸となる基幹道路の整備を促進するとともに、東武日光線・東武宇都宮線、JR両毛線の利便性の向上を促進し、観光交流人口の増加や企業活動の一層の活性化のため、環境の充実を推進します。	同左 東北縦貫自動車道、北関東自動車道、一般国道50号、一般国道293号、主要地方道宇都宮栃木線など県内外との広域的な交流、連携の軸となる基幹道路の整備<u>やスマートインターチェンジ設置に向けた取組を推進するとともに</u>、東武日光線・東武宇都宮線、JR両毛線<u>へのバス等生活交通の接続による公共交通相互の連携等により</u>利便性の向上を促進し、観光交流人口の増加や企業活動の一層の活性化のため、環境の充実を推進します。
48	(2) 安全安心な暮らしの確保 住民の消費生活の場面においては、不当要求や悪質商法等による被害、…	同左 住民の消費生活の場面においては、<u>架空・不当請求</u>や悪質商法等による被害、…

頁	修正前	修正後
50	(2) 総合的な福祉の構築 人の一生には、誕生、就学、就職、結婚、子育て、退職、介護など様々なライフステージがあり、…	同左 人の一生には、誕生、就学、就職、結婚、<u>妊娠、出産</u>、子育て、退職、介護など様々なライフステージがあり、…
	要支援者の多様なニーズに応じ、細やかな福祉サービスを提供していくためには、…	要支援者の多様なニーズに応じ、<u>きめ細かな</u>福祉サービスを提供していくためには、…
	また、社会福祉協議会、NPO等の地域福祉団体、福祉ボランティアなどとの連携により、生活の安定や自立に向けた支援を行うとともに、住民意識の高揚を図り、地域社会で支え合う地域福祉の充実を図ります。	また、社会福祉協議会、NPO等の地域福祉団体、福祉ボランティアなどとの連携により、生活の安定や自立に向けた支援を行うとともに、住民意識の高揚を図り、地域社会で<u>見守り</u>、支え合う地域福祉の充実を図ります。
52	総合的な福祉の構築 ○介護予防サービスの充実	同左 ○介護予防<u>事業</u>の充実
57	(3) 観光レクリエーションの振興 さらに、平成24年5月に開業した東京スカイツリータウン®内の<u>栃木県</u>のアンテナショップ「とちまるショップ」を活用するなど、…	同左 さらに、平成24年5月に開業した東京スカイツリータウン®内のアンテナショップ「とちまるショップ」を活用するなど、…

頁	修正前	修正後
63	(1) 交通機能の充実 新市の一体化を促進し、各地域の多様な資源の連携を強化するため、主要地方道宇都宮亀和田栃木線、栃木栗野線、栃木藤岡線をはじめとする地域を結ぶ道路の利便性の向上に取り組むとともに、栃木県南の中核的な都市として、地域の特性を活かしさらなる発展を促進するため、都市計画道路小山栃木都賀線の<u>早期開通</u>をはじめとした近隣自治体との連携を強化する幹線道路の整備に取り組みます。 また、県内外との連携軸の強化として、北関東自動車道や一般国道50号、一般国道293号やコリドールネットワークを構成する基幹道路の整備を促進するとともに、高速道路から市街地や産業団地へのアクセス性の向上を図り、新市の着実な活性化につながるよう、効果的な<u>アクセス道路整備</u>を促進し、既存ストックを有効活用したスマートインターチェンジの設置可能性を検討します。	同左 新市の一体化を促進し、各地域の多様な資源の連携を強化するため、主要地方道宇都宮亀和田栃木線、栃木栗野線、栃木藤岡線をはじめとする地域を結ぶ道路の機能向上に取り組むとともに、栃木県南の中核的な都市として、地域の特性を活かしさらなる発展を促進するため、都市計画道路小山栃木都賀線をはじめとした近隣自治体との連携を強化する幹線道路の整備に取り組みます。 また、県内外との連携軸の強化として、北関東自動車道や一般国道50号、一般国道293号やコリドールネットワークを構成する基幹道路の整備を<u>進め</u>るとともに、高速道路から市街地や産業団地へのアクセス性の向上を図り、新市の着実な活性化につながるよう、効果的な道路整備を<u>進めます</u>。 <u>さらに、新市が進める既存ストックを活用したスマートインターチェンジの設置検討に対し、技術的助言などの支援を行います。</u>
	(2) 都市機能の充実 また、誰もが都市の機能を享受できる環境を整えるために、生活バス路線や鉄道をはじめとした公共交通体系の利便性向上に努めます。	同左 また、誰もが都市の機能を享受できる環境を整えるために、生活バス路線や鉄道をはじめとした公共交通の利便性向上に努めます。

合併協定項目以外の主な調整方針について

【協 議】

Bランク

(保健福祉部会)

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

保健福祉部会

1. 現行のとおり

No.	事務事業名	現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	岩舟町	
	身体障害者用自動車改造費助成に関する こと	〔目的〕 重度身体障がい者の就労等社会参加の促進を図るため、身体障がい者の所有する自動車を自らの運転に適応するよう改善する。 〔概要〕 (1) 内容 身体障がい者が自ら運転する自動車を当該身体障がい者が運転しやすいように制動装置等を改造する費用を助成する。 (2) 対象者 以下の項目をすべて満たす者。 ①身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級又は2級に該当する上肢下肢又は体幹機能障がい有する者。 ②市内に居住し、18歳以上の者。 ③改造助成を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者。 (3) 給付 上限100,000円とする。 (4) 公費負担割合 国庫負担金 1／2 県負担金 1／4	〔目的〕 重度身体障がい者が自立した生活、社会活動への参加及び就労に伴い、社会復帰の促進を図り、福祉の向上に資すること。 〔概要〕 (1) 内容 身体障がい者が自ら運転する自動車を当該身体障がい者が運転しやすいように制動装置等を改造する費用を助成する。 (2) 対象者 以下の項目をすべて満たす者。 ①身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級又は2級に該当する上肢下肢又は体幹機能障がい有する者。 ②町内に居住し、18歳以上の者で自動車運転免許証を有する者。 ③就労等に伴い、自ら所有し運転する自動車の操向装置、駆動装置等の一部を改造する必要がある者。 ④改造助成を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者。 (3) 給付 上限100,000円とする。 (4) 公費負担割合 国庫負担金 1／2 県負担金 1／4	現行のとおり新市において継続する。
		3 2		

1

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

保健福祉部会

No.	現 況		調整内容
	現	況	
	事務事業名 児童手当に関するこ と	栃木市 [概要] 15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者（父母・未成年後見人・父母指定者・里親・児童養護施設の設置者等）に支給している。 [支給額（月額）]（H23.10月分～） ・3歳未満 15,000円 ・3歳以上小学校修了前 第1、2子 10,000円 第3子以降 15,000円 ・中学生 10,000円 ・特例給付 5,000円（H24.6月分～） [支給月] 年3回（2月・6月・10月）	岩舟町 [概要] 15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者（父母・未成年後見人・父母指定者・里親・児童養護施設の設置者等）に支給している。 [支給額（月額）]（H23.10月分～） ・3歳未満 15,000円 ・3歳以上小学校修了前 第1、2子 10,000円 第3子以降 15,000円 ・中学生 10,000円 ・特例給付 5,000円（H24.6月分～） [支給月] 年3回（2月・6月・10月）
2	17		現行のとおり新市において継続する。

2. 栃木市の例により、合併時に統合

No.	現 況		調整内容
	現	況	
	事務事業名 トータルサポートに 関すること	栃木市 制度を中心とした統割りの支援から、人を中心に据え、「医療」「保健」「福祉」「教育」等、各部門の横断的な調整を図り、現在の課題を総合的に考え、より効果のある支援を行う。また、健診から保育園・幼稚園、小中学校、高校、就労と続くライフステージの別にとらわれない支援環境を整え、生涯にわたり一貫した支援が行える体制作りを行う。 [体制] 社会福祉課発達支援担当 課長・専任職員5名・トータルサポート専門員9名 臨床心理士・言語聴覚士・作業療法士・言語指導員	岩舟町 該当なし
1	157		栃木市の例により合併時に統合する。

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂラング）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
2	障がい者等移送サービス事業に関するこ と	〔目的〕 公共交通機関を利用することが困難な障がい者及び高齢者等に対して移送サービスを行うことにより、通院等のための外出支援を行う。 〔内容〕 ①実施方法 社会福祉法人 栃木市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）へ委託。 市社協は、福祉有償運送事業として、事業を行う。 ②対象者 市内に住所を有し、車いす又はストレッチャーの使用により公共交通機関の利用が困難で次のいずれかに該当する方。 ○介護保険の要介護者 ○身体障がい者 ○精神保健福祉手帳の所持者 ○療育手帳所持者 等 ③運行 運行範囲は、市内を出発地又は到着地として、近隣市町。ただし、市内のみの運行は行わない。 ○医療機関への通院、入院又は退院する場合 ○介護保険法、障害者自立支援法のサービスを利用するための入所又は退所 ④運行日及び時間 月曜日から金曜日の午前９時～午後５時 （休日及び１２月２９日～１月３日を除く。） ⑤利用料 利用距離１ｋｍにつき１００円	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	163			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
3	障がい者等移送サービス事業利用料金助成に関すること	〔目的〕 障がい者等移送サービス事業（以下「移送サービス」という。）利用者の利用料金について、地域により格差が生じることから利用料金の助成を行うことにより、公平性を確保する。 〔内容〕 ①内容 移送サービス利用料金のうち、市内を運行した距離にかかる料金からデマンドタクシーの料金に相当する額（300円、障がい者にあつては150円）を差し引いた金額を助成する。 ②助成方法 事業委託先である社会福祉法人栃木市社会福祉協議会が、利用者からの委任を受けて助成金を代理受領することにより行う。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	164			
4	児童扶養手当に関すること	〔概要〕 18歳到達後の最初の3月31日まで（政令で定める程度の障がいがある場合は20歳未満）の児童を監護している父又は母、父又は母に代わって児童を養育している者に対し支給している（所得制限有り）。 〔支給額（月額）〕（H24年度） ・児童1人のとき 全部支給 41,430円 一部支給 9,780円～41,420円 ・児童2人のとき 上記金額に5,000円加算 ・児童3人以上のとき 3人目以降の児童1人につき 3,000円ずつ加算 〔支給月〕 年3回（4月・8月・12月）	手当の支給は県が実施しており、町では認定請求書や現況届等の書類を受給し県に進達したり、県からの認定通知書等の書類を受給者に送付するなどの事務を行っている。	栃木市の例により合併時に統合する。
	18			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

保健福祉部会

No.	現 況		調整内容
	事務事業名 事務事業番号	栃木市 岩舟町	
5	民間保育施設整備事業に関すること	保育所整備基本方針に基づき、社会福祉法人が設置運営する児童福祉施設（保育所）を整備している。 補助額：事業内容により市長が定める額	栃木市の例により合併時に統合する。
	3 5		
6	子育て応援企業登録制度に関すること	〔概要〕 市が定めた子育て支援の取組項目に沿った取組を実施する（又は実施しようとする）個人、法人その他の団体を、子育て応援企業として登録し、その取組を広く市民に周知するとともに、登録企業に対し支援を行なっている。 〔登録企業数〕 1 5 企業（H24. 4. 1 現在） 〔登録期間〕 登録決定日から3年間	栃木市の例により合併時に統合する。
	6 6		
7	赤ちゃんの駅事業に関すること	〔概要〕 乳幼児を連れて外出した保護者が、気軽に立寄り、自由におむつ替えや授乳ができる場所を「赤ちゃんの駅」として登録のうえ周知し、子育て世帯の外出支援を図っている。 〔登録要件〕 おむつ替え用の場所か、授乳用の場所のいずれかを備えていること。 〔登録期間〕 3 年間（自動更新） 〔登録施設数〕 5 4 施設（H24. 3. 31 現在）	栃木市の例により合併時に統合する。
	9 7		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名	現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	岩舟町	
8	養護老人ホーム等入 所措置に関すること	〔対象者〕 おおむね 65 歳以上で、居宅において日常生活が営めなくな ってしまった方を収容養護する。 〔現在委託施設〕 平成 23 年 10 月 25 日現在 栃木養護老人ホーム（入所者 57 名） 益子町七井老人ホーム（入所者 10 名） 松ヶ丘養荘（入所者 3 名） 日光晃明荘（入所者 1 名） 鹿沼市千寿荘（入所者 3 名） 聖園那須老人ホーム（入所者 1 名） サンフラーワーガーデン（入所者 1 名） 足利市福寿荘（入所者 1 名） 悠生園（入所者 1 名） 〔方 法〕 入所申請のあった者について、審査を行い入所判定委員会の 判定結果に基づき、入所措置の要否を決定する。 〔費用徴収〕 栃木市老人福祉法施行細則に基づき徴収する。	〔対象者〕 おおむね 65 歳以上で、居宅において日常生活が営めなく なってしまった方を収容養護する。 〔現在委託施設〕 平成 23 年 11 月 1 日現在 栃木養護老人ホーム（入所者 3 名） 悠生園（入所者 3 名） 〔方 法〕 入所申請のあった者について、審査を行い入所判定委員会 の判定結果に基づき、入所措置の要否を決定する。 〔費用徴収〕 岩舟町老人福祉法施行細則に基づき納入書にて徴収する。	栃木市の例により合 併時に統合する。
	5			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
9	軽度生活援助員派遣 事業に関すること	〔目的〕 高齢者が自宅で自立した生活を送れるよう、簡易な援助を行う。 〔内容〕 (1) 業務委託契約 (2) 利用者申請受付・調査・決定 (3) 利用者情報の管理 (4) 委託料支払業務 (5) 利用者負担金納入通知・徴収業務 〔サービス内容と委託料〕 簡易な日常生活上の援助を行う。 ①家屋内の整理・整頓：770 円 ②家周りの手入れ ・大工、塗装、梯子を使う作業、植木手入れ：1,210 円 ・除草、室外の掃除等：770 円 ③食材等の買物：770 円 ④外出時の援助：770 円 ⑤その他軽易な日常生活上の援助：770 円 〔対象者〕 ①、②のいずれにも該当する者 ①日常生活に支援が必要なひとり暮らし等の高齢者 ②市民税非課税世帯 〔委託先〕 シルバー人材センター 〔利用者負担〕 サービス委託料の1割負担 （材料費等は利用者の実費負担） 〔利用時間〕 週1回2時間以内	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
10	緊急ホームヘルパー派遣事業（介護保険認定外サービス）に関すること	【目的】 高齢者が自宅で自立した生活を送れるよう、介護保険制度外のサービスとしてホームヘルパーを派遣する。 【内容】 (1) 業務委託契約 (2) 利用者申請受付・調査・決定 (3) 利用者情報の管理 (4) 委託料支払業務 (5) 利用者負担金納入通知・徴収業務	【目的】 介護保険法の対象外となる在宅の高齢者のうち、日常生活に不安のある高齢者に対して、ホームヘルパー等が訪問し、必要な生活支援サービスを提供することにより、自立した日常生活を援助する。 【内容】 (1) 業務委託 (2) 利用者申請受付・調査・決定 (3) 利用者情報の管理 (4) 委託料支払業務 (5) 利用者負担金納入通知・徴収業務	栃木市の例により合併時に統合する。
	10	【サービス内容と委託料】 ヘルパーが訪問し、家事援助や一時的な身体介護等日常生活の支援サービスを提供する。 委託料：1名につき1月あたり12,450円 【対象者】 介護認定が非該当または介護認定申請中で、日常生活に支援が必要なおおむね65歳以上のひとり暮らし等の高齢者。 【委託先】 栃木市社会福祉協議会 【利用者負担】 サービス委託料の1割負担。生活保護法による非保護世帯は、無料とする。 【利用時間】 1週間に1回、90分以内	【サービス内容と委託料】 ヘルパーが訪問し、家事援助や一時的な身体介護等日常生活の支援サービスを提供する。 委託料：1名につき1月あたり12,450円 【対象者】 介護認定が非該当または介護認定申請中で、日常生活に支援が必要な65歳以上の者とする。 【委託先】 ・医療法人木水会 居宅介護支援施設ホームヘルパーステーション八州苑いわふね ・医療法人聖生会 ホームヘルプサービスステーションゆうゆう 【利用者負担】 サービス委託料の1割負担。生活保護法による被保護世帯は、無料とする。 【利用時間】 週2回、1回当たりのサービス提供時間は、2時間を限度とする。	

保健福祉部会
栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

No.	事業事業名 事業事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
11	配食サービス事業に 関すること	〔目的〕 ひとり暮らしの高齢者の安否確認と健康保持のために、屋 食の弁当を宅配する。 〔内容〕 (1) 業者選考・契約 (2) 利用者申請受付・調査・決定 (3) 利用者の管理 (4) 緊急時の対応等 (5) 委託料支払業務 (6) 利用者負担金徴収事務（口座振替事務）	〔目的〕 ひとり暮らしの高齢者等の安否確認と健康保持のために、 屋食の弁当を宅配する。 〔内容〕 (1) 業者選考・契約 (2) 利用者申請受付・調査・決定 (3) 委託料支払業務	栃木市の例により合 併時に統合する。
	11	〔対象者〕 65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、これに準ずる 世帯で、食材の確保や調理が困難な方。 〔委託業者〕 各地域ごとの契約。 栃木地域・・・金時、ききょう、ワタミ、このひら 大平地域・・・金時、ききょう、ワタミ、このひら 藤岡地域・・・金時、ききょう 都賀地域・・・金時、ききょう、ひまわり 西方地域・・・社会福祉協議会、ワタミ 〔金額〕 1食 700円（うち利用者負担額300円） 〔配食日数〕 週5日、月曜～金曜で希望の日にちに宅配	〔対象者〕 65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯並びに身体障害 者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により食事 の調理が困難なもの。 〔委託業者〕 ・斧澤屋 ・レストランファーストクックせき ・にんじん ・企業組合 味彩 〔事業の委託〕 岩舟町社会福祉協議会 〔金額〕 1食 550円（うち利用者負担額200円） 〔配食日数〕 週1日	

保健福祉部会
栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
12	紙おむつ購入費助成 事業に関すること	〔目的〕 身体上等の理由で、紙おむつを必要とする在宅のねたきり老人等に対し、その費用を助成することにより、日常生活の便宜と経済的負担の軽減を図る。 〔概要〕 対象者に、月額 3,500 円を紙おむつ購入費として助成する。 〔対象者〕 要介護 3・4・5 のいずれかに認定され、1 ヶ月の半分以上在宅で生活し、常時紙おむつを使用している方。 〔事務手順〕 ①紙おむつ購入費助成申請書の受付をする。 ②申請者に認定通知書または却下通知書を送付。 ③9 月下旬と 3 月下旬に申請者に現況届を送付。 ④10 月と 4 月に助成金を支出。	〔目的〕 身体上等の理由で、紙おむつを必要とする在宅のねたきり老人又は認知症老人及びその家族の福祉の向上を図る。 〔概要〕 対象者に、月額 2,000 円分の現物給付とする。 〔対象者〕 要介護 4・5 のいずれかに認定された者、又は認知症のため常時紙おむつを使用している者。 〔事務手順〕 ①「ねたきり老人等紙おむつ給付申請書」の受付をする。 ②申請者に給付券交付の決定通知書または却下通知書を送付。（※給付券も同封する） ③年度末に現況届を送付する。 〔備考〕 給付対象者が死亡や施設入所、または紙おむつを使用しない状態になり受給資格を喪失した場合には、随時給付券の回収を行う。	栃木市の例により合併時に統合する。
	15			

保健福祉部会
栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
13	高齢者ふれあい相談員に関すること	〔目的〕 ひとり暮らし等の高齢者に対し、相談員による家庭訪問を行い、話し相手や相談相手などの支援をするとともに安否確認をする。 〔内容〕 (1) 相談員委嘱 (2) 保険契約 (3) 訪問活動報告書の確認、各地域包括支援センターとの連携 (4) 通信（訪問時配付用チラシ）の作成・印刷、配付依頼 (5) 報償金支払 (6) 次期相談員推薦依頼 〔対象者と訪問回数〕 ・70歳以上のひとり暮らし、または70歳以上のみの世帯に対し原則週1回程度。 ・栃木地域モデル地区（5、11地区）は、家族と同居している80歳以上の高齢者で、日中ひとりになる方に対して月1回程度訪問を行う。 〔報償金〕 年間 12,000 円	〔目的〕 在宅65歳以上の高齢者に対し、家庭訪問を通して安否確認や相談を行うとともに、介護予防事業や地域支援活動への参加を促すことにより高齢者の健康と福祉の増進を図る。 〔内容〕 (1) 推進員委嘱（任期2年） (2) 訪問活動報告書の確認、各地域包括支援センターとの連携 (3) 通信（訪問時配付用チラシ）の作成・印刷、配付依頼 (4) 報償金支払 (5) 次期相談員推薦依頼 〔対象者と訪問回数〕 ・65歳以上の高齢者のみ世帯に対し、1月1回以上の家庭訪問。 〔報償金〕 年間 5,000 円	栃木市の例により合併時に統合する。
	3 3			
14	在宅ねたきり老人等介護手当支給事業に関すること	〔目的〕 在宅の寝たきり老人等を常時介護している者に対し、介護手当を支給することにより、介護者及びねたきり老人等の福祉の増進を図る。 〔事業概要〕 ・介護者に手当を支給する。 ・月額 3,000 円を年2回（10月・4月）まとめて支給する。	〔目的〕 在宅のねたきり老人及び認知症老人を常時介護している者に対し、介護手当を支給することにより、在宅ねたきり老人等介護者の労働負担を軽減するとともに、福祉の増進を図る。 〔事業概要〕 ・介護者に手当を支給する。 ・月額 3,000 円を年1回（3月）まとめて支給する。ただし、資格を喪失した者の手当は、支給月でない月であっても支給する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	3 6			

保健福祉部会
栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	・ 岩舟町	
15	はつらつセンター事業に関すること	〔目的〕 地域の参加と協力のもとに、地域の施設において、各種サービスを提供することにより、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちになり暮らし高齢者等に対しての社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図る。 〔対象者〕 おおむね 65 歳以上の者 〔事業内容〕 (1) 趣味・生きがい活動 (2) 日常動作訓練 (3) 地域における交流事業 (4) その他目的達成に必要な事項 〔事業回数〕 原則として週 1 回以上 〔実施施設〕 自治会公民館等 〔業務委託料〕 ・ 事業運営費 年額 120,000 円 ・ 初年度設備費 年額 200,000 円 (備品購入費、施設改修費：初年度のみ) 〔実施団体数〕 平成 23 年度 21 センター	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	176			

保 健 福 祉 部 会
 栃 木 市 ・ 岩 舟 町 合 併 協 議 会 （ B ラ ン ク ）

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
16	住民健康管理システムに関すること	健康管理システム（高齢者の医療の確保に関する法律による健康診査、健康増進法によるがん検診、予防接種等）の管理を行う。 委託先：TKC	健康管理システム（高齢者の医療の確保に関する法律による健康診査、健康増進法によるがん検診、予防接種等）の管理を行う。※平成24年4月導入 委託先：TKC	栃木市のシステムに合併時に統合する。
	2			
17	市・町医に関すること	市民の健康の保持増進、疾病の予防及び公衆衛生の向上を図るため市医1人を置く。委嘱状の交付。 〔業務等〕 感染症予防、予防接種、健康診査、保健衛生事業等について指導助言する。また、保健衛生施策に関する計画に対して意見する。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	148			
18	新型インフルエンザに関すること	新型インフルエンザの発生、大流行に備え、想定される状況を考慮し、健康被害を最小限に抑えるよう対策を講じる。 新型インフルエンザ対策行動計画、マニュアルの策定他	新型インフルエンザの発生、大流行に備え、想定される状況を考慮し、健康被害を最小限に抑えるよう対策を講じる。 新型インフルエンザ対策行動計画、マニュアルの改訂他	栃木市の例により合併時に統合する。 ただし新型インフルエンザ対策行動計画及びマニュアルについては、合併後平成27年3月までに栃木市の計画等を基本に再編する。
	211			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

保健福祉部会

3. 合併後に再編

No.	現 況		調整内容
	事務事業名	岩舟町	
1	地域福祉計画に関すること	〔目的〕 本町における「地域の助け合いにおける福祉」を推進するために、人と人とのつながりを基本として「顔の見える関係づくり」「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくることを目的としたもの。 〔計画策定内容〕 ・23年度からの計画は、町が策定する「地域福祉計画」と町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を22年度に一体的に策定。「地域福祉計画」においては、高齢者福祉、子育て支援、障がい者福祉等、他の福祉分野における行政計画との整合・連携を図りながら地域住民主体のまちづくりや幅広い住民参加を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を進める施策を計画する。 〔計画策定年度〕 平成22年度 〔計画年度〕 平成23年度～平成27年度 〔策定委員会〕 岩舟町地域福祉計画策定委員会 21名	合併後に再編する。
	119	〔目的〕 地域の要支援者の生活上の解決すべき課題を的確にとらえ、必要なサービスの質や内容を明らかにするとともに、住民と行政との協働体制確立の基本指針とする。 〔計画策定内容〕 ・高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障がい者福祉計画、次世代育成支援対策行動計画の推進に共通する地域福祉の基本理念を掲げるとともに、地域福祉を進める具体的施策を計画する。 ・官民の役割分担の明確化とネットワーク化を図る。 ・保健、医療、福祉、就労、住宅、交通、生活環境等、生活関連分野との連携を図る。 ・地域住民を施策の対象として捉えず、地域福祉の担い手として位置付ける。 ・計画策定を通じ住民の福祉教育を推進する。 〔計画策定年度〕 平成25年度（総合計画と連動を図りながら現計画の見直し） 〔計画年度〕 平成26年度～平成30年度 〔策定委員会〕 栃木市社会福祉施策推進委員会	合併後に再編する。
2	保育所整備基本方針に関すること	合併前の各地域の保育所整備の状況と方針を踏まえながら、社会環境の変化に合わせた着実な保育所整備を進めるため、「栃木市次世代育成支援対策行動計画」（平成22年度～平成26年度）を基に保育所整備基本方針を作成する。	合併後に再編する。
	36		

合併協定項目以外の主な調整方針について

【報 告】

Cランク

(保健福祉部会)

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

1. 現行のとおり

No.	事務事業名	現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	岩舟町	
1	特別障害者手当等 に関すること	〔目的〕 在宅の重度障がい者に手当を支給することにより、その重 度の障がいゆえに生じる特別な負担を軽減し、重度障がい者 福祉の向上を図る。 〔概要〕 (1) 特別障害者手当 ①対象者 日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上 の在宅重度障がい者 ②給付額 月額 26,260 円 (2) 障害児福祉手当 ①対象者 日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満 の在宅重度障がい児。 ②給付額 月額 14,280 円 (3) 福祉手当（経過措置） ①対象者 20歳以上の従前の福祉手当受給者で、特別障害者手当等 又は障害基礎年金の支給を受けることのできない障がい者 で、引き続き支給要件に該当する者。 ②給付額 月額 14,280 円 (4) 公費負担割合 国庫負担 3/4		現行のとおり新市に おいて継続する。
	20			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況	調整内容
2	心身障害者扶養共済制度に関すること	【目的】 心身障がい児（者）の保護者が、相互扶助の精神に基づき毎月一定の掛金を拠出し、保護者が死亡または重度障がいとなった場合に残された心身障がい児（者）に対し年金を支給し、その生活の安定と福祉の増進を図る。 【概要】 （１）加入資格 心身障がい児（者）の保護者（配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母又はその家族等）であって、加入時に次の要件に該当するもの。 ① 65歳未満であること ② 次のいずれかに該当する障がい者（児）を扶養していること ア 知的障がい者（児） イ 身体障害者手帳 1～3級の方 ウ ア又はイと同程度の精神又は身体に永続的な障がいのある方 ③ 特別の疾病又は障がいがないこと （２）掛金の額 加入時の年齢に応じて、月額 5,600 円～23,300 円／口数 2 口まで加入可能 （３）年金の給付 加入者が死亡又は重度障がいとなったとき、残された心身障がい者に対して 1 口について 20,000 円の年金が毎月支払われる。 （４）弔慰金の給付 この制度に 1 年以上継続して加入していた場合で、加入者よりも先に心身障がい者が死亡したとき、加入期間に応じて弔慰金が支払われる。 30,000 円～250,000 円 （５）実施者 栃木県	【目的】 心身障がい児（者）の保護者が、相互扶助の精神に基づき毎月一定の掛金を拠出し、保護者が死亡または重度障がいとなった場合に残された心身障がい児（者）に対し年金を支給し、その生活の安定と福祉の増進を図る。 【概要】 （１）加入資格 心身障がい児（者）の保護者（配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母又はその家族等）であって、加入時に次の要件に該当するもの。 ① 65歳未満であること ② 次のいずれかに該当する障がい者（児）を扶養していること ア 知的障がい者（児） イ 身体障害者手帳 1～3級の方 ウ ア又はイと同程度の精神又は身体に永続的な障がいのある方 ③ 特別の疾病又は障がいがないこと （２）掛金の額 加入時の年齢に応じて、月額 5,600 円～23,300 円／口数 2 口まで加入可能 （３）年金の給付 加入者が死亡又は重度障がいとなったとき、残された心身障がい者に対して 1 口について 20,000 円の年金が毎月支払われる。 （４）弔慰金の給付 この制度に 1 年以上継続して加入していた場合で、加入者よりも先に心身障がい者が死亡したとき、加入期間に応じて弔慰金が支払われる。 30,000 円～250,000 円 （５）実施者 栃木県
			【目的】 心身障がい児（者）の保護者が、相互扶助の精神に基づき毎月一定の掛金を拠出し、保護者が死亡または重度障がいとなった場合に残された心身障がい児（者）に対し年金を支給し、その生活の安定と福祉の増進を図る。 【概要】 （１）加入資格 心身障がい児（者）の保護者（配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母又はその家族等）であって、加入時に次の要件に該当するもの。 ① 65歳未満であること ② 次のいずれかに該当する障がい者（児）を扶養していること ア 知的障がい者（児） イ 身体障害者手帳 1～3級の方 ウ ア又はイと同程度の精神又は身体に永続的な障がいのある方 ③ 特別の疾病又は障がいがないこと （２）掛金の額 加入時の年齢に応じて、月額 5,600 円～23,300 円／口数 2 口まで加入可能 （３）年金の給付 加入者が死亡又は重度障がいとなったとき、残された心身障がい者に対して 1 口について 20,000 円の年金が毎月支払われる。 （４）弔慰金の給付 この制度に 1 年以上継続して加入していた場合で、加入者よりも先に心身障がい者が死亡したとき、加入期間に応じて弔慰金が支払われる。 30,000 円～250,000 円 （５）実施者 栃木県

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
3	身体障害者手帳交付等事業に関する事	〔目的〕 身体障害者手帳を交付することにより、各種の援助措置の受け入れを可能とし、障がい者の福祉の向上を図ることを目的とする。 〔概要〕 ①交付者数 5,311名（平成23年4月1日現在） ②交付対象者 手帳取得要件（認定基準）を満たす者	〔目的〕 身体障害者手帳を交付することにより、各種の援助措置の受け入れを可能とし、障がい者の福祉の向上を図ることを目的とする。 〔概要〕 ①交付者数 701名（平成23年4月1日現在） ②交付対象者 手帳取得要件（認定基準）を満たす者	現行のとおり新市において継続する。
	2 3			
4	身体・知的関連証明書発行事務に関する事	〔目的〕 障がい者が税の減免等を受けるために必要な証明書の発行を行う。 〔概要〕 ・自動車取得税、自動車税の減免を受けるために必要な同一生計証明、常時介護証明を発行する。 ・NHK放送受信料の減免を受けるために必要な証明書を発行する。 ・有料高速道路通行料金の割引を受けるために必要な証明書を障害者手帳に記載する。	〔目的〕 障がい者が税の減免等を受けるために必要な証明書の発行を行う。 〔概要〕 ・自動車取得税、自動車税の減免を受けるために必要な同一生計証明、常時介護証明を発行する。 ・NHK放送受信料の減免を受けるために必要な証明書を発行する。 ・有料高速道路通行料金の割引を受けるために必要な証明書を障害者手帳に記載する。	現行のとおり新市において継続する。
	2 4			
5	療育手帳交付等事業に関する事	〔目的〕 知的障がい児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに各種の援助措置を受けやすくすることを目的とする。 〔概要〕 ①交付者数 960名（平成23年4月1日現在） 県が手帳を発行（申請等の窓口は社会福祉課） ②対象者 概ねIQ70未満の障がい者を有する者 （重度：A 中軽度：B）	〔目的〕 知的障がい児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに各種の援助措置を受けやすくすることを目的とする。 〔概要〕 ①交付者数 146名（平成23年4月1日現在） 県が手帳を発行（申請等の窓口は町健康福祉課） ②対象者 概ねIQ70未満の障がい者を有する者 （重度：A 中軽度：B）	現行のとおり新市において継続する。
	3 7			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名	現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	岩舟町	
6	自立支援医療費（精神通院）に関するこ と	〔目的〕 在宅の精神障がい者に対し、精神障がいの医療の確保を容易にする。 〔概要〕 精神疾患による通院医療費の90%が医療保険と公費（国1/2、県1/2）で負担され、残りの10%が自己負担となる。個人及び世帯（保険範囲）の所得区分に応じて負担上限額がある。 〔対象者〕 精神疾患で通院治療を受けている人のうち、精神保健福祉センターにおいて適当と認められた者。	〔目的〕 在宅の精神障がい者に対し、精神障がいの医療の確保を容易にする。 〔概要〕 精神疾患による通院医療費の90%が医療保険と公費（国1/2、県1/2）で負担され、残りの10%が自己負担となる。個人及び世帯（保険範囲）の所得区分に応じて負担上限額がある。 〔対象者〕 精神疾患で通院治療を受けている人のうち、精神保健福祉センターにおいて適当と認められた者。	現行のとおり新市において継続する。
	4 5			
7	精神障害者保健福祉手帳交付等事業に関するこ と	〔目的〕 手帳の交付を受けた者に対し、各種の支援策が講じられることを促進し、精神障がい者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図る。 〔概要〕 手帳の交付を受けた障がい者が、税制上の優遇措置や居宅生活支援等の各種サービスが受けられる。 〔対象者〕 精神保健福祉センターにおいて精神障がい者と判定された者。	〔目的〕 手帳の交付を受けた者に対し、各種の支援策が講じられることを促進し、精神障がい者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図る。 〔概要〕 手帳の交付を受けた障がい者が、税制上の優遇措置や居宅生活支援等の各種サービスが受けられる。 〔対象者〕 精神保健福祉センターにおいて精神障がい者と判定された者。	現行のとおり新市において継続する。
	4 6			
8	ホームレス対策に関するこ と	〔概要〕 市内のホームレスの把握及び相談援助活動を実施。	〔概要〕 町内ホームレスの把握や相談援助を実施。	現行のとおり新市において継続する。
	5 2			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
9	療養介護医療費及び 基準該当療養介護医 療費に関すること	〔概要〕 ①医療行為が必要な最重度の障がい者に対して、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を供与する。「療養介護医療」とは、療養介護のうち医療に係るものをいう。 ②対象者 ・障がい程度区分（以下区分という）６に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 ・区分５に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者 ・区分５に該当し、重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している者	〔概要〕 ①医療行為が必要な最重度の障害者に対して、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を供与する。「療養介護医療」とは、療養介護のうち医療に係るものをいう。 ②対象者 ・障がい程度区分（以下区分という）６に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 ・区分５に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者 ・区分５に該当し、重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している者	現行のとおり新市において継続する。
	7 4			
10	精神障がい者の医療 保護入院市長同意に 関すること	〔目的〕 精神障がい者について、適切な医療保護等を保証しようとするもの。 〔概要〕 医療保護入院は、保護者の同意と指定医の診察を要件として、本人の同意を得ることなく精神病院に入院させる制度であるが、保護義務者がいないか、又は不明、いてもその義務を行う事ができない場合、医療保護入院に必要な保護義務者の同意を市長が行う。	〔目的〕 精神障がい者について、適切な医療保護等を保証しようとするもの。 〔概要〕 医療保護入院は、保護者の同意と指定医の診察を要件として、本人の同意を得ることなく精神病院に入院させる制度であるが、保護義務者がいないか不明、又はいてもその義務を行う事ができない場合、医療保護入院に必要な保護義務者の同意を町長が行う。	現行のとおり新市において継続する。
	8 2			
11	行旅病人、行旅死亡 人に関すること	〔概要〕 行路病人及行路死亡人取扱法に基づき、行路病人及行路死亡人に対して必要な扶助を行う。	〔概要〕 行路病人及行路死亡人取扱法に基づき、行路病人及行路死亡人に対して必要な扶助を行う。	現行のとおり新市において継続する。
	9 1			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
12	障がい者相談員推薦 に関すること	【概要】 障がい者（児）の身近な問題について相談に応じるとともに、関係機関の業務への協力や地域活動の中心となって活動する相談員を市が業務委託する。 ・身体障がい者相談員 16名 ・知的障がい者相談員 14名	【概要】 障がい者（児）の身近な問題について相談に応じるとともに、関係機関の業務への協力や地域活動の中心となって活動する相談員を町が業務委託する。 ・身体障がい者相談員 2名 ・知的障がい者相談員 2名	現行のとおり新市において継続する。
	124			
13	災害救助法に関する こと	【概要】 災害に際して国が地方公共団体、日本赤十字社、その他団体及び国民の協力の下に応急的に必要な援助を行い、被災者の保護と社会の秩序保全を図る。	【概要】 災害に際して国が地方公共団体、日本赤十字社、その他団体及び国民の協力の下に応急的に必要な援助を行い、被災者の保護と社会の秩序保全を図る。	現行のとおり新市において継続する。
	126			
14	民生委員児童委員に 関すること	○民生委員児童委員の活動に関すること ・災害時における要援護者の見守り活動や支援体制整備の推進 ・子どもたちの健やかな成長や子育て家庭を支援する児童福祉分野の活動 ・高齢者を地域で支えあうための高齢者実態の把握や訪問事業の充実 ・民生委員児童委員 309名 ・主任児童委員 35名 ○各地区民生委員児童委員協議会に関すること ・民生委員の精神の向上、技術の練磨並びに各種活動に必要な連絡研究 ・民生事業に関する調査 ・各種連絡会、講習会の開催 ・民生事業の宣伝普及	○民生委員児童委員の活動に関すること ・災害時における要援護者の見守り活動や支援体制整備の推進 ・子どもたちの健やかな成長や子育て家庭を支援する母子・児童福祉分野の活動 ・高齢者を地域で支えあうための高齢者実態の把握や訪問事業の充実 ・民生委員児童委員 45名 ・主任児童委員 3名 ※町として民生委員児童委員協議会は1つ	現行のとおり新市において継続する。
	134			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
15	障がい者スポーツ大会参加に関する事	〔目的〕 スポーツを通して身体障がい者の健康の保持、増進を図るとともに、障がい者の社会参加を目的として開催される全国障害者スポーツ大会及び栃木県障害者スポーツ大会へ積極的な参加を行う。 〔概要〕 各大会への出場選手を推薦する他、栃木県障害者スポーツ大会には選手団として参加するとともに参加者への支援を行う。	〔目的〕 スポーツを通して身体障がい者の健康の保持、増進を図るとともに、障がい者の社会参加を目的として開催される栃木県障害者スポーツ大会へ積極的な参加を行う。 〔概要〕 栃木県障害者スポーツ大会に選手団として参加するとともに参加者への支援を行う。	現行のとおり新市において継続する。
	140			
16	身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法による措置に関する事	〔概要〕 障害者自立支援法に規定する障がい福祉サービスが必要とする障がい者がやむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けられないとき、障がい福祉サービスを提供、又は提供を委託する。	〔概要〕 障害者自立支援法に規定する障がい福祉サービスが必要とする障がい者がやむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けられないとき、障がい福祉サービスを提供、又は提供を委託する。	現行のとおり新市において継続する。
	161			
17	小野寺研修所管理事業に関する事	該当なし	学童保育や各種研修等の用に供することを目的とした小野寺研修所の管理事業を行う。 ・使用時間：午前8:30～午後9:30 ・休日：祝日、12月29日～翌1月3日 ・主な利用：小野寺北学童保育館、ふれあい館（高齢者の介護予防拠点施設）等	現行のとおり新市において継続する。
	100			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
18	老人短期入所運営事業に関する事	〔目的〕 高齢者が自宅で自立した生活を送れるよう、介護保険制度とは別に保健・福祉サービスを実施する。 〔概要〕 介護老人ホーム等へ短期間宿泊し、生活習慣等の指導と支援を行う。 短期入所の契約は本庁一括にて行い、各支所ごとに申請を受けるため、予算は支所ごとに設けてある。 〔対象者〕 身体または精神の著しい障害があるため、一時的に自宅で生活が困難で、日常生活に支障がある65歳以上の高齢者等（介護保険で要支援、要介護1から5のいずれかの認定結果が出ているものは対象外。ただし虐待により介護保険の給付が困難な場合はこの限りではない） 〔委託料〕 1日 4,920円 委託先 栃木老人ホーム 〔利用者負担〕 1泊 492円（その他、日常生活用品・飲食物等は自己負担） 〔入所期間〕 7日以内（ただし、市長が入所期間の延長が真にやむを得ない事情であると認めた場合には、必要最小限の範囲で延長することができる。）	〔目的〕 虚弱在宅高齢者等の介護者に代わって、当該虚弱高齢者等を養護する必要がある場合に、一時的に介護老人ホームに入所させ、もってこれら虚弱高齢者等及びその家族の福祉の向上を図る。 〔概要〕 町が指定した介護老人ホームに短期間入所して生活習慣等の指導と支援を行う。 〔対象者〕 身体または精神の著しい障害があるため、一時的に自宅で生活が困難で、日常生活に支障がある65歳以上の高齢者等（介護保険で要支援、要介護1から5のいずれかの認定結果が出ているものは対象外。ただし虐待により介護保険の給付が困難な場合はこの限りではない） 〔委託料〕 1日 4,920円 委託先 栃木老人ホーム 〔利用者負担〕 1泊 492円（その他、日常生活用品・飲食物等は自己負担） 〔入所期間〕 7日以内（ただし、町長が入所期間の延長が真にやむを得ない事情であると認めた場合には、必要最小限の範囲で延長することができる。）	現行のとおりとする。

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
19	成年後見制度利用支援事業（市町長申立）に関すること	〔目的〕 成年後見等の申立を行い、また、費用を助成することにより、身寄りのない認知症高齢者の権利を擁護する。 〔対象者〕 市長申立：身寄りのない認知症高齢者。 費用助成：市長申立により成年後見人等が選任された場合において、助成を受けなければ制度の利用が困難である者。 〔対象経費〕 市長申立に要する費用及び後見人等の報酬。	〔目的〕 成年後見等の申立を行い、また、費用を助成することにより、身寄りのない認知症高齢者の権利を養護する。 〔対象者〕 町長申立：身寄りのない認知症高齢者。 費用助成：町長申立により成年後見人が選任された場合において、助成を受けなければ制度の利用が困難である者。 〔対象経費〕 町長申立に要する費用及び後見人等の報酬。	現行のとおりとする。
	13			
20	シルバーハウジング生活援助員派遣事業に関すること	〔目的〕 高齢者世帯付住宅に居住する高齢者に対し、生活指導・相談等のサービスを提供する者を派遣する事業を実施し、入居者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援する。 〔内容〕 (1) 高齢者生活援助員派遣委託（相談員1名） (2) 高齢者生活支援相談所の維持管理（建物維持補修は施設管理課市営住宅チーム） (3) 入居者費用負担徴収 (4) 入居者生活支援相談	該当なし	現行のとおりとする。
	21			
21	老人福祉電話管理事業に関すること	〔目的〕 高齢者が相談や緊急時の連絡のため使用する福祉電話について、電話料基本料金と通話料の一部を負担する。 〔内容〕 (1) 電話料支払い（基本料金＋通話料 600 円まで） (2) 不要となった福祉電話の撤去工事依頼（NTT 東日本あて）、撤去料支払い (3) 利用者台帳の管理 〔対象者〕 支援が必要なおおむね 65 歳以上の一人暮らしで、低所得のため電話を設置することが困難な方 ＊平成 22 年度以前に該当になっている方のみ、継続して管理し、新規での取扱いはしない。	該当なし	現行のとおりとする。
	22			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
22	指定管理者関係事務 に関すること（高齢 福祉部門）	【栃木地域】 栃木市老人福祉センター長寿園 ・指定管理者： 栃木市社会福祉協議会 ・指定管理期間： H21.4.1～H25.3.31 ・指定管理料： 198,317,863 円 栃木市老人福祉センター泉寿園 ・指定管理者： 栃木市社会福祉協議会 ・指定管理期間： H21.4.1～H25.3.31 ・指定管理料： 129,223,733 円 栃木市老人福祉センター福寿園 ・指定管理者： 栃木市社会福祉協議会 ・指定管理期間： H21.4.1～H25.3.31 ・指定管理料： 148,815,153 円 【大平地域】 栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみ ・指定管理者： 栃木市社会福祉協議会 ・指定管理期間： H24.4.1～H27.3.31 ・指定管理料： 無料 【藤岡地域】 栃木市藤岡高齢者生きがいセンター ・指定管理者： 栃木市シルバー人材センター ・指定管理期間： H21.4.1～H25.3.31 ・指定管理料： 23年度より無料 【都賀地域】 栃木市都賀老人在宅介護支援センター ・指定管理者： 都賀の里 ・指定管理期間： H21.4.1～H26.3.31 ・指定管理料： 無料 栃木市都賀老人デイサービスセンター藤糸荘 ・指定管理者： 都賀の里 ・指定管理期間： H21.4.1～H26.3.31 ・指定管理料： 無料 【西方地域】 栃木市西方ふれあいプラザ ・指定管理者： 栃木市社会福祉協議会 ・指定管理期間： H24.4.1～H27.3.31 ・指定管理料： 2,900,000 円	該当なし	調整内容 現行のとおりとする。
	26			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
23	県シルバード大学校に関すること	【目的】 県シルバード大学校の事業等を支援する。 【内容】 ①市広報誌にてシルバード大学校学生の募集を行う。 ②入学希望者の取りまとめ、願書提出。 ③市広報誌にてシルバード大学校南校学校祭の案内を掲載する。 ④地域活動実習等の際に要請により講話等を行う。 ⑤入学式、卒業式、同窓会等に出席する。	【目的】 県シルバード大学校の事業等を支援する。 【内容】 ①町広報誌にてシルバード大学校学生の募集を行う。 ②入学希望者の取りまとめ、願書提出。 ③町広報誌にてシルバード大学校南校学校祭の案内を掲載する。 ④地域活動実習等の際に要請により講話等を行う。 ⑤入学式、卒業式、同窓会等に出席する。	現行のとおりとする。
	30			
24	シルバード作品展に関すること	【栃木地域】 高齢者の各種作品を展示する作品展を開催することにより、生きがいを持って自ら活動できる機会を提供し、社会活動参加の意識を高める。 ・栃木地域シルバード作品展開催 【都賀地域】 シルバード大学の同窓生が文化祭に作品を展示している。	該当なし	現行のとおりとする。
	34			

保健福祉部会

25

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
26	介護サービス事業者等の指導・実地指導に関すること	〔目的〕 地域密着型サービス事業所の運営状況の確認 〔概要〕 地域密着型サービスが適正に行われているかを、書面及び実態調査による指導を行う。 〔対象〕 市内地域密着型サービス事業所	〔目的〕 地域密着型サービス事業所の運営状況の確認 〔概要〕 地域密着型サービスが適正に行われているかを、書面及び実態調査による指導を行う。 〔対象〕 町内地域密着型サービス事業所	現行のとおりとする。
	7 4			
27	地域密着型サービス事業所の指定（更新）に関すること	〔目的〕 地域密着型（介護予防を含む。以下同じ）サービス事業所の指定を行う。 〔内容〕 ①地域密着型サービス事業所の新規指定 ②地域密着型サービス事業所の更新	〔目的〕 地域密着型（介護予防を含む。以下同じ）サービス事業所の指定を行う。 〔内容〕 ①地域密着型サービス事業所の新規指定 ②地域密着型サービス事業所の更新	現行のとおりとする。
	7 5			
28	介護保険資格取得に関すること	〔概要〕 第１号被保険者及び第２号被保険者の資格の得喪を行う。 〔内容〕 ①新規取得情報の登録 ②資格喪失情報の管理 ③住所地特例情報の管理 ④高齢福祉年金情報の管理 ⑤生活保護情報の管理 ⑥世帯員情報の管理	〔概要〕 第１号被保険者及び第２号被保険者の資格の得喪を行う。 〔内容〕 ①新規取得情報の登録 ②資格喪失情報の管理 ③住所地特例情報の管理 ④高齢福祉年金情報の管理 ⑤生活保護情報の管理 ⑥世帯員情報の管理	現行のとおりとする。
	7 9			
29	（他市町村）住所地特例に関すること	〔概要〕 被保険者が、他市町村の介護保険施設に入所して施設所在地に住所を変更した場合に、従来の住所地の市町村を引続き保険者とする。 〔対象〕 市外の特養等の住所地特例施設へ入所する者	〔概要〕 被保険者が、他市町村の介護保険施設に入所して施設所在地に住所を変更した場合に、従来の住所地の市町村を引続き保険者とする。 〔対象〕 町外の特養等の住所地特例施設へ入所する者	現行のとおりとする。
	8 0			
30	適用除外に関すること	〔概要〕 介護保険被保険者が、障害者施設等への入所により介護保険該当とならない場合の資格管理を行う。 〔対象〕 ４０歳以上の介護保険被保険者（第１号・第２号）で適用除外施設入所者	〔概要〕 介護保険被保険者が、障害者施設等への入所により介護保険該当とならない場合の資格管理を行う。 〔対象〕 ４０歳以上の介護保険被保険者（第１号・第２号）で適用除外施設入所者	現行のとおりとする。
	8 1			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
31	負担限度額認定証に関すること	〔目的〕 非課税世帯等の者が施設に入所する際に、食費・居住費（滞在費）に限度額を設け、低所得者の負担を軽減する。 〔対象〕 介護保険施設入所者及び短期入所サービス利用者	〔目的〕 非課税世帯等の者が施設に入所する際に、食費・居住費（滞在費）に限度額を設け、低所得者の負担を軽減する。 〔対象〕 介護保険施設入所者及び短期入所サービス利用者	現行のとおりとする。
	8 2			
32	旧措置入所者に関すること	〔目的〕 介護保険法施行前に特養に入所している者（旧措置入所者）に対し、本人負担保険適用分、食費、居住費の負担を軽減する。 〔対象〕 旧措置入所者 〔内容〕 収入に応じて減額または免除	〔目的〕 介護保険法施行前に特養に入所している者（旧措置入所者）に対し、本人負担保険適用分、食費、居住費の負担を軽減する。 〔対象〕 旧措置入所者 〔内容〕 収入に応じて減額または免除	現行のとおりとする。
	8 3			
33	社会福祉法人による軽減に関すること	〔目的〕 低所得者に対し、社会福祉法人の提供するサービスの利用者負担を軽減するもの。 〔対象サービス〕 ①（介護予防）訪問介護 ②（介護予防）通所介護 ③（介護予防）短期入所生活介護 ④（介護予防）認知症対応型通所介護 ⑤（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ⑥介護福祉施設サービス（地域密着含む）	〔目的〕 低所得者に対し、社会福祉法人の提供するサービスの利用者負担を軽減するもの。 〔対象サービス〕 ①（介護予防）訪問介護 ②（介護予防）通所介護 ③（介護予防）短期入所生活介護 ④（介護予防）認知症対応型通所介護 ⑤（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ⑥介護福祉施設サービス（地域密着含む）	現行のとおりとする。
	8 4			
34	介護保険給付費（居宅・施設）等支払事務に関すること	〔概要〕 介護保険事業者に対する審査支払事務を、栃木県国民健康保険団体連合会に委託して、支払事務を行う。	〔概要〕 介護保険事業者に対する審査支払事務を、栃木県国民健康保険団体連合会に委託して、支払事務を行う。	現行のとおりとする。
	8 6			
35	介護給付費交付金・補助金等に関すること	〔概要〕 介護給付費の財源である国庫負担金、国庫財政調整交付金、県負担金及び社会保険診療報酬支払基金交付金について法定負担分の交付申請を行う。また、年度末に介護給付費実績に基づき実績報告を行い、翌年度に過不足の精算を行う。	〔概要〕 介護給付費の財源である国庫負担金、国庫財政調整交付金、県負担金及び社会保険診療報酬支払基金交付金について法定負担分の交付申請を行う。また、年度末に介護給付費実績に基づき実績報告を行い、翌年度に過不足の精算を行う。	現行のとおりとする。
	8 7			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
36	自己作成居宅サービス計画に関すること	〔目的〕 利用者自身及び家族が居宅介護計画を作成する場合の給付管理を行うもの。 〔対象〕 要介護認定者でサービスを利用する者のうち、担当する介護支援専門員がいない場合。	〔目的〕 利用者自身及び家族が居宅介護計画を作成する場合の給付管理を行うもの。 〔対象〕 要介護認定者でサービスを利用する者のうち、担当する介護支援専門員がいない場合。	現行のとおりとする。
	8 8			
37	高額介護サービス事業に関すること	〔目的〕 毎月ごとに、利用者負担が一定額を超えた場合、高額介護サービス費又は高額介護予防サービス費を支給する。	〔目的〕 毎月ごとに、利用者負担が一定額を超えた場合、高額介護サービス費又は高額介護予防サービス費を支給する。	現行のとおりとする。
	8 9			
38	福祉用具購入費支給に関すること	〔概要〕 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の申請を受け審査支払を行う。	〔概要〕 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の申請を受け審査支払を行う。	現行のとおりとする。
	9 0			
39	住宅改修費支給に関すること	〔概要〕 居宅介護（介護予防）住宅改修費の申請を受け審査支払を行う。	〔概要〕 居宅介護（介護予防）住宅改修費の申請を受け審査支払を行う。	現行のとおりとする。
	9 1			
40	介護サービス適正化事業に関すること	〔目的〕 介護サービスが本来の目的に沿った形で提供され、高齢者の自立支援に資するものとするために、国が定める適正化のメニューにより、サービス内容及び介護費用の適正化に取り組む。	〔目的〕 介護サービスが本来の目的に沿った形で提供され、高齢者の自立支援に資するものとするために、国が定める適正化のメニューにより、サービス内容及び介護費用の適正化に取り組む。	現行のとおりとする。
	9 2			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
41	介護保険事業報告に関すること	〔目的〕 介護保険制度の改正等、厚生労働省が行う検討資料とするため、介護保険事業状況報告を提出する。 〔概要〕 以下の項目について月次または年次報告 ①一般状況 ②資格得喪状況 ③保険給付決定状況 ④保険料収納状況 ⑤保険給付支払状況	〔目的〕 介護保険制度の改正等、厚生労働省が行う検討資料とするため、介護保険事業状況報告を提出する。 〔概要〕 以下の項目について月次または年次報告 ①一般状況 ②資格得喪状況 ③保険給付決定状況 ④保険料収納状況 ⑤保険給付支払状況	現行のとおりとす。
	9 3			
42	介護保険料滞納者に対する給付制限に関すること	〔目的〕 介護保険料滞納者に対し、保険給付の制限を行うことで、保険料の納付を促すとともに納付している者との公平を保つ。 〔概要〕 滞納期間に応じて段階的に保険給付を制限する。	〔目的〕 介護保険料滞納者に対し、保険給付の制限を行うことで、保険料の納付を促すとともに納付している者との公平を保つ。 〔概要〕 滞納期間に応じて段階的に保険給付を制限する。	現行のとおりとす。
	9 4			
43	介護保険制度広報に関すること	〔目的〕 介護保険制度の内容を広く市民に周知し、制度の円滑な運営を図る。 〔内容〕 ①広報とちぎへの記事掲載 ②介護保険サービスのご案内の作成（制度の説明と事業所案内） ③介護保険証交付時にパンフレットを添付 ④介護保険料納付書発送時にパンフレットを添付	〔目的〕 介護保険制度の内容を広く町民に周知し、制度の円滑な運営を図る。 〔内容〕 ①広報いわふねへの記事掲載 ②介護保険サービスのご案内の作成（制度の説明と事業所案内） ③介護保険証交付時にパンフレットを添付 ④介護保険料納付書発送時にパンフレットを添付	現行のとおりとす。
	9 5			
44	第三者行為に関すること	〔概要〕 交通事故等が本人以外の行為によって発生し、保険者が保険給付をした場合に、栃木県国民健康保険団体連合会に求償事務を委託して、後日加害者等へ求償するもの。	〔概要〕 交通事故等が本人以外の行為によって発生し、保険者が保険給付をした場合に、栃木県国民健康保険団体連合会に求償事務を委託して、後日加害者等へ求償するもの。	現行のとおりとす。
	9 9			
45	介護保険要介護認定申請に関すること	〔概要〕 介護保険サービスの利用を希望されている人に対し、現在の状況を確認しながら介護保険認定申請を受け付け、介護認定の仕組みや介護サービスの利用方法の説明を行う。	〔概要〕 介護保険サービスの利用を希望されている人に対し、現在の状況を確認しながら介護保険認定申請を受け付け、介護認定の仕組みや介護サービスの利用方法の説明を行う。	現行のとおりとす。
	1 0 4			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
46	介護保険要介護認定 通知に関すること	〔概要〕 介護認定の進捗状況や結果等について随時お知らせするた めに、各文書を通知する。	〔概要〕 介護認定の進捗状況や結果等について随時お知らせするた めに、各文書を通知する。	現行のとおりとする。
	1 0 5	介護認定・更新申請・延期 等	介護認定・更新申請・延期 等	
47	認定情報の開示に関 すること	〔概要〕 本人、介護支援専門員等からの情報開示請求に認定調査 票・主治医意見書等を開示する。	〔概要〕 本人、介護支援専門員等からの情報開示請求に認定調査 票・主治医意見書等を開示する。	現行のとおりとする。
	1 0 6	情報開示の資料複写は無料（主治医意見書は筆写）	情報開示の資料複写は無料（主治医意見書は筆写）	
48	主治医意見書に関す ること	〔概要〕 被保険者から要支援・要介護認定の申請があったとき、主 治医に対し被保険者の身体又は精神上の障害の要因である疾 病又は負傷の状況等につき意見を求め、同意見書を介護認定 審査会へ通知する。	〔概要〕 被保険者から要支援・要介護認定の申請があったとき、主 治医に対し被保険者の身体又は精神上の障害の要因である疾 病又は負傷の状況等につき意見を求め、同意見書を介護認定 審査会へ通知する。	現行のとおりとする。
	1 0 9			
49	戦傷病者等補装具交 付に関すること	〔概要〕 戦傷病者手帳を持つ戦争により受傷・罹病した方のその障 がいに対しての補装具支給・修理の請求受付、交付事務を行 う。これにかかる費用は全額国庫負担となるため、予算化し ていない。	〔概要〕 戦傷病者手帳を持つ戦争により受傷・罹病した方のその障 がいに対しての補装具支給・修理の請求受付、交付事務を行 う。これにかかる費用は全額国庫負担となるため、予算化し ていない。	現行のとおりとする。
	1 2 5			
50	恩給援護事務に関す ること	〔概要〕 国の事業の窓口業務。 戦没者等の妻に対する特別給付金、戦傷病者等の妻に対す る特別給付金、戦没者遺族に対する弔慰金等の申請受付等。	〔概要〕 国の事業の窓口業務。 戦没者等の妻に対する特別給付金、戦傷病者等の妻に対す る特別給付金、戦没者遺族に対する弔慰金等の申請受付等。	現行のとおりとする。
	1 3 3			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
51	高齢者の実態把握に関すること	〔目的〕 在宅高齢者の心身の健康状態や生活状況の実態を把握する。 〔対象者〕 在宅福祉サービスの新規利用および継続利用の方。 民生委員や住民等から情報提供を受け、問題があると判断された方。 〔内容〕 対象者への訪問調査（包括職員対応）	〔目的〕 在宅高齢者の心身の健康状態や生活状況の実態を把握する。 〔対象者〕 在宅福祉サービスの新規利用および継続利用の方。 民生委員や住民等から情報提供を受け、問題があると判断された方。 〔内容〕 対象者への訪問調査（町職員、包括職員対応）	現行のとおりとする。
	165			
52	居宅介護予防計画作成委託事業に関すること	〔目的〕 介護予防サービスの円滑な運営を図るため事業所に介護予防サービス計画作成を委託する。 〔対象〕 介護予防支援業務委託契約締結事業所	〔目的〕 介護予防サービスの円滑な運営を図るため事業所に介護予防サービス計画作成を委託する。 〔対象〕 介護予防支援業務委託契約締結事業所	現行のとおりとする。
	169			
53	地域総合整備資金貸付金（ふるさと融資）償還に関すること	〔目的〕 財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）が貸付機関（ふるさと融資）となり地方公共団体と連携を図り民間事業所を活用した地域の総合的な振興整備を図る。 〔内容〕 ・平成23年度貸付金償還金 件数 5件 内訳 星風会2件、厚生会2件、木水会1件	該当なし	現行のとおりとする。
	170			

栃本市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事業事業名 事業事業番号	現 況		調整内容
		栃本市	岩舟町	
54	老人デイサービスセンター運営事業に関すること	【大平地域】 栃本市大平高齢者デイサービスセンターまゆみ ・指定管理者： 栃本市社会福祉協議会 ・指定管理期間： H24. 4. 1～H27. 3. 31 ・指定管理料： 無料 【目的】 在宅高齢者等の福祉の向上を図るため、老人福祉法の規定に基づき設置。 【内容】 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業。	該当なし	現行のとおりとする。
	175	【都賀地域】 栃本市都賀老人デイサービスセンター藤系荘 ・指定管理者： 都賀の里 ・指定管理期間： H21. 4. 1～H26. 3. 31 ・指定管理料： 無料 【目的】 在宅高齢者等の福祉の向上を図るため、老人福祉法の規定に基づき設置。 【内容】 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業。		
55	高額医療合算介護サービス事業に関すること	【目的】 要介護者と認定された被保険者が、同じ医療保険の世帯内で、医療と介護の両方を合わせた自己負担額が、年間の決められた限度額を500円以上超えた場合、超えた分を支給する。 【内容】 平成22年度高額医療合算介護サービス費 件数 797件 給付費 27,412,712円	【目的】 要介護者と認定された被保険者が、同じ医療保険の世帯内で、医療と介護の両方を合わせた自己負担額が、年間の決められた限度額を500円以上超えた場合、超えた分を支給する。 【内容】 平成22年度高額医療合算介護サービス費 件数 64件 給付費 1,904,644円	現行のとおりとする。
	177			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
56	自動体外式除細動器（AED）に関すること 1 5 5	【栃木地域】台数：62台（内リースなし） 設置場所：小学校14、中学校7、保育園6、その他施設32、貸し出し用等3 管理：健康増進課・一部施設所管課（指定管理施設は指定管理者で対応） ※貸し出しは全地域対象 【大平地域】台数：27台（内リースなし） 設置場所：小学校4、中学校2、保育園4、その他施設17 管理：施設所管課・各施設（指定管理施設は指定管理者で対応） 【藤岡地域】台数：20台（内リース11台） 設置場所：小学校4、中学校2、保育園4、その他施設10 管理：施設所管課・各施設 【都賀地域】台数：20台（内リース20台） 設置場所：小学校3、中学校1、保育園1、その他施設15 管理：健康福祉課 【西方地域】台数：13台（内リース5台） 設置場所：小学校2、中学校1、保育園1、その他施設9 管理：施設所管課・各施設	台数：9台（内リースなし） 設置場所：小学校4、中学校1、保育園1、その他施設3 管理：各施設	現行のとおりとする。 ただし貸し出しについては、栃木市の例により合併時に統合する。
		【栃木地域】台数：62台（内リースなし） 設置場所：小学校14、中学校7、保育園6、その他施設32、貸し出し用等3 管理：健康増進課・一部施設所管課（指定管理施設は指定管理者で対応） ※貸し出しは全地域対象 【大平地域】台数：27台（内リースなし） 設置場所：小学校4、中学校2、保育園4、その他施設17 管理：施設所管課・各施設（指定管理施設は指定管理者で対応） 【藤岡地域】台数：20台（内リース11台） 設置場所：小学校4、中学校2、保育園4、その他施設10 管理：施設所管課・各施設 【都賀地域】台数：20台（内リース20台） 設置場所：小学校3、中学校1、保育園1、その他施設15 管理：健康福祉課 【西方地域】台数：13台（内リース5台） 設置場所：小学校2、中学校1、保育園1、その他施設9 管理：施設所管課・各施設	台数：9台（内リースなし） 設置場所：小学校4、中学校1、保育園1、その他施設3 管理：各施設	
		【栃木地域】台数：62台（内リースなし） 設置場所：小学校14、中学校7、保育園6、その他施設32、貸し出し用等3 管理：健康増進課・一部施設所管課（指定管理施設は指定管理者で対応） ※貸し出しは全地域対象 【大平地域】台数：27台（内リースなし） 設置場所：小学校4、中学校2、保育園4、その他施設17 管理：施設所管課・各施設（指定管理施設は指定管理者で対応） 【藤岡地域】台数：20台（内リース11台） 設置場所：小学校4、中学校2、保育園4、その他施設10 管理：施設所管課・各施設 【都賀地域】台数：20台（内リース20台） 設置場所：小学校3、中学校1、保育園1、その他施設15 管理：健康福祉課 【西方地域】台数：13台（内リース5台） 設置場所：小学校2、中学校1、保育園1、その他施設9 管理：施設所管課・各施設	台数：9台（内リースなし） 設置場所：小学校4、中学校1、保育園1、その他施設3 管理：各施設	
		【栃木地域】台数：62台（内リースなし） 設置場所：小学校14、中学校7、保育園6、その他施設32、貸し出し用等3 管理：健康増進課・一部施設所管課（指定管理施設は指定管理者で対応） ※貸し出しは全地域対象 【大平地域】台数：27台（内リースなし） 設置場所：小学校4、中学校2、保育園4、その他施設17 管理：施設所管課・各施設（指定管理施設は指定管理者で対応） 【藤岡地域】台数：20台（内リース11台） 設置場所：小学校4、中学校2、保育園4、その他施設10 管理：施設所管課・各施設 【都賀地域】台数：20台（内リース20台） 設置場所：小学校3、中学校1、保育園1、その他施設15 管理：健康福祉課 【西方地域】台数：13台（内リース5台） 設置場所：小学校2、中学校1、保育園1、その他施設9 管理：施設所管課・各施設	台数：9台（内リースなし） 設置場所：小学校4、中学校1、保育園1、その他施設3 管理：各施設	
		【栃木地域】台数：62台（内リースなし） 設置場所：小学校14、中学校7、保育園6、その他施設32、貸し出し用等3 管理：健康増進課・一部施設所管課（指定管理施設は指定管理者で対応） ※貸し出しは全地域対象 【大平地域】台数：27台（内リースなし） 設置場所：小学校4、中学校2、保育園4、その他施設17 管理：施設所管課・各施設（指定管理施設は指定管理者で対応） 【藤岡地域】台数：20台（内リース11台） 設置場所：小学校4、中学校2、保育園4、その他施設10 管理：施設所管課・各施設 【都賀地域】台数：20台（内リース20台） 設置場所：小学校3、中学校1、保育園1、その他施設15 管理：健康福祉課 【西方地域】台数：13台（内リース5台） 設置場所：小学校2、中学校1、保育園1、その他施設9 管理：施設所管課・各施設	台数：9台（内リースなし） 設置場所：小学校4、中学校1、保育園1、その他施設3 管理：各施設	
57	保健センター運営業務に関すること	【栃木地域】 栃木保健福祉センター 開設年月日：平成4年3月30日 管理運営：市直営 【大平地域】 大平保健福祉センター（ゆうゆうプラザ） 開設年月日：平成14年11月6日 管理運営：指定管理者 【藤岡地域】 藤岡保健福祉センター 開設年月日：平成23年10月1日 管理運営：市直営 【都賀地域】 都賀保健センター 開設年月日：昭和59年4月1日 管理運営：市直営 【西方地域】 西方保健センター 開設年月日：昭和60年4月1日 管理運営：市直営	岩舟町健康福祉センター（遊楽々館） 開設年月日：平成16年4月1日 管理運営：指定管理者	現行のとおり存続する。
	2 3 4	【栃木地域】 栃木保健福祉センター 開設年月日：平成4年3月30日 管理運営：市直営 【大平地域】 大平保健福祉センター（ゆうゆうプラザ） 開設年月日：平成14年11月6日 管理運営：指定管理者 【藤岡地域】 藤岡保健福祉センター 開設年月日：平成23年10月1日 管理運営：市直営 【都賀地域】 都賀保健センター 開設年月日：昭和59年4月1日 管理運営：市直営 【西方地域】 西方保健センター 開設年月日：昭和60年4月1日 管理運営：市直営	岩舟町健康福祉センター（遊楽々館） 開設年月日：平成16年4月1日 管理運営：指定管理者	

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
58	地域医療確保対策 に関すること	〔目的〕 地域医療の充実・強化を図るため、栃木地区 3 病院（下都賀総合病院、下都賀郡市医師会病院、とちの木病院）の統合再編を進め、老朽化した施設の更新や、地域内完結型の医療体制を整備し、栃木地区医療圏が抱える喫緊の課題の解決を図る。	該当なし	現行のとおり存続する。
	240	〔主な事務事業〕 ・栃木地区の新たな医療提供体制の確保 ・栃木地区病院統合再編協議会に対する支援 ・財団法人栃木地区メディカルセンター（仮称）設立準備委員会に対する支援 ・医師確保に関すること。 ・栃木市地域医療確保対策本部の運営（庁内組織）		
59	栃木県厚生農業協 同組合連合会運転 資金貸付事業に関 すること	〔目的〕 栃木県厚生農業協同組合連合会に対し、その開設する下都賀総合病院の運営に要する資金を緊急に貸し付けることにより、地域医療提供体制の確保を図ることを目的とする。 〔貸付限度額〕 5 億円 〔貸付期間〕 最長 1 年 〔貸付利率〕 無利子 〔担保等〕	該当なし	現行のとおり存続する。
	241	栃木県厚生連が所有する不動産における融資限度額に相当する抵当権（第 1 順位）を設定する。		
60	地域医療対策基金 積立金事業に関す ること	〔目的〕 市民の保健福祉の増進、地域医療の充実及び強化を図る事業の財源に充てるため、本基金を設置する。	該当なし	現行のとおり存続する。
	242			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

２．栃木市の例により、合併時に統合

No.	事業事業名 事業事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
1	生活保護の事務執行 に関する事	〔概要〕 生活に困窮するすべての者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。 〔実施体制〕 福祉事務所長…保健福祉部長 査察指導員（２名）・現業員（１０名）・嘱託医（一般１名、精神１名）・面接相談員（１名）・就労支援相談員（１名）・経理事務員（２名） ※平成 24 年 4 月 1 日現在 被保護世帯…920 世帯	生活保護については下都賀福祉事務所のため、町は受付調査のみで、事業としての予算化なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	5 1			
2	障害者自立支援システムの運用に関する事	〔目的〕 障がい福祉サービスの支給決定に関する情報を管理する。 〔概要〕 ・管理内容 (1) 障がい程度区分認定情報 (2) 障がい福祉サービス支給決定情報 (3) 利用実績及び請求関係情報	〔目的〕 障がい福祉サービスの支給決定に関する情報を管理する。 〔概要〕 ・管理内容 (1) 障がい程度区分認定情報 (2) 障がい福祉サービス支給決定情報 (3) 利用実績及び請求関係情報	栃木市の例により合併時に統合する。
	8 5			
3	生活保護業務電算システムの管理運用に関する事	〔目的〕 電算システムを導入し、生活保護の保護費の認定、医療、介護、経理事務の効率化を図る。 〔導入機種〕 北日本コンピュータサービス(株)生活保護電算システム、生活保護レセプト管理システム	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	8 6			
4	行旅困窮者措置費法外援助に関する事 (行旅人)	〔概要〕 所持金のない旅行者等に対し電車の切符を現物支給する。 JR 両毛線……………小山駅・足利駅 東武日光線……………新鹿沼駅・幸手駅 東武宇都宮線…………東武宇都宮駅	〔概要〕 所持金のない旅行者等に対し電車の切符を現物支給する。 JR 両毛線……………岩舟駅より 1 9 0 円 (佐野市・栃木市)	栃木市の例により合併時に統合する。
	9 2			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現	況	調整内容
		栃木市	岩舟町	
5	身障者用 ごみステッカーの配布に関する こと	〔概要〕 ごみの分別が困難な視力障がい者のみの世帯に、分別を必要としない「ごみステッカー」を配布する。 ・3か月分60枚を交付し、「交付簿」に記入する。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	9 7			
6	福祉有償運送事業 に関する こと	〔概要〕 本市において福祉有償運送の実施を希望する法人がある場合、登録申請について県南福祉有償運送運営協議会に付議する。また、登録期間終了時においても更新申請について同様に付議する。 〔登録法人〕 マロニエ・ケアサービス・木水会・慈誠会・栃木市社会福祉協議会・スイートホーム・あゆみ園・このゆびとまれ・Dーアイの会・パステル	〔概要〕 本町において福祉有償運送の実施を希望する法人がある場合、登録申請について県南福祉有償運送運営協議会に付議する。また、登録期間終了時においても更新申請について同様に付議する。 〔登録法人〕 木水会・慈誠会・すぎのこ会	栃木市の例により合併時に統合する。
	1 1 3			
7	未就学児ことばの 教室の実施に 関すること	〔目的〕 ことばの発達に遅れのある就学前の幼児に対し、日常生活に必要なことばを正しく使用するための訓練指導を行い、幼児の健全育成を図る。 〔概要〕 ①ことばの指導訓練に関すること ②ことばの相談に関すること ③5歳児発達相談事業に関すること 〔対象児〕 市内に居住するおおむね5歳から就学前までの次に該当する幼児（知的障がい、発達障がいは除く） ①ことばの発達に遅れのある幼児 ②正しい発音のできない幼児 ③話のリズムの異常な幼児 ④口蓋裂でことばがうまく言えない幼児 ⑤耳が遠くてことばのうまく言えない幼児 ⑥その他ことばに問題を持つ幼児	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	1 1 4			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク） 保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
8	保護司会・更生保護 女性会に関すること	団体名称 ・栃木保護区保護司会 65名 (負担金 300,000 円) ・栃木市更生保護女性会 327名 (補助金 60,000 円)	団体名称 ・栃木保護区保護司会岩舟分区 10名 (負担金 50,500 円) ・岩舟町更生保護女性会 42名 (補助金 19,000 円)	栃木市の例により合併時に統合する。
	127	目的 保護司法の基本理念を尊重し社会奉仕の精神を持って、罪を犯した人の更生を助けるとともに、犯罪予防啓発、地域社会の浄化を図り、より良い社会の実現を目指す 概要 ・犯罪予防活動の推進 ・処遇支援活動の推進 ・各種研修会の実施、協力 ・保護司会連合会との連携 ・協力組織との連携強化 ・社会を明るくする運動の推進	目的 保護司法の基本理念を尊重し社会奉仕の精神を持って、罪を犯した人の更生を助けるとともに、犯罪予防啓発、地域社会の浄化を図り、より良い社会の実現を目指す 概要 ・犯罪予防活動の推進 ・処遇支援活動の推進 ・各種研修会の実施、協力 ・保護司会連合会との連携 ・協力組織との連携強化 ・社会を明るくする運動の推進	

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
9	災害見舞金支給に関する こと	○災害弔慰金 〔支給額〕 死亡当時に於いて生計を主として維持していた場合は 500万円、その他の場合は250万円 ○災害障がい見舞金 〔支給額〕 当該障がい者が災害により負傷、又は疾病にかかった当 時に於いて、生計を主として維持していた場合は250万 円、その他の場合は125万円 ○災害見舞金 〔支給額〕 ・死亡又は死亡したと推定される場合は5万円 ・1週間以上にわたり入院加療を必要とする負傷をした場 合は3万円 ・自己の居住の用に供する住宅又は自己の事業の用に供す る建築物が全壊、全焼するなど滅失した場合は3万円 ・自己の居住の用に供する住宅又は自己の事業の用に供す る建築物が半壊、半焼するなど著しく損傷した場合は2 万円 ・自己の居住の用に供する住宅又は自己の事業の用に供す る建築物の一部分が損壊、焼失するなど部分的に損傷し た場合は1万円	○災害弔慰金 〔支給額〕 死亡当時に於いて生計を主として維持していた場合は 500万円、その他の場合は250万円 ○災害障がい見舞金 〔支給額〕 当該障がい者が災害により負傷、又は疾病にかかった当 時に於いて、生計を主として維持していた場合は250万 円、その他の場合は125万円	栃木市の例により合 併時に統合する。
	131			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況			調整内容
		栃木市	岩舟町		
10	巡回相談に関するこ と	【目的】 対応について配慮が必要な子どもの園や学校での生活安定を図る。また、巡回先職員に子どもへの関わり方等の理解を深めさせ職員全体のスキルアップを図る。 【概要】 心理職や言語聴覚士等の専門職員が、保育園・幼稚園、小中学校を巡回し、対応について配慮が必要な子どもについて、本人の行動観察を行い、園や学校の職員に対し対応方法や環境設定のアドバイスを行なう。	該当なし		栃木市の例により合併時に統合する。
	136				
11	障がい者スポーツ （交流、普及）に関 すること	【団体名称】 栃木市身体障害者スポーツ協会 【概要】 栃木市身体障害者福祉会連合会、栃木市聴覚障害者協会の2団体で組織する栃木市身体障害者スポーツ協会に補助金を支出するとともに、体力回復トレーニングの実施や軽スポーツ大会の実施など、スポーツを通して体力の維持、増強並びにスポーツの普及啓発を推進する。（補助額257,000円）	該当なし		栃木市の例により合併時に統合する。
	138				
12	地域福祉基金に関す ること	【目的】 福祉の増進に寄与したいとの趣旨で受け入れた寄付金を積み立て、福祉の向上に資する事業に充当する。 【積立額】 436,427,392円（平成23年4月1日現在）	【目的】 高齢者の保健福祉の増進等地域福祉の向上に資する事業の財源に充当する。 【積立額】 220,762,964円（平成23年4月1日現在）		栃木市の例により合併時に統合する。
	148				

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
13	母子寡婦福祉貸付金に関する事	母子寡婦福祉資金貸付金の申請に際し、面接調査・調書作成等を行い、関係書類を県に進達する。	母子寡婦福祉資金貸付金の照会、相談があった際は県につなげる。	栃木市の例により合併時に統合する。
	15			
14	母子生活支援施設への保護及びこれに関する事	支援が必要な母子を、母子生活支援施設に委託入所させ、保護と自立へ向けた支援を行う。	県と連携をとりながら支援を行う。	栃木市の例により合併時に統合する。
	19			
15	養育支援家庭訪問事業に関する事	養育支援員2名を配置し、児童虐待防止対策として児童の養育に支援が必要な家庭を訪問し、支援を行う。	児童虐待防止対策として、児童の養育に支援が必要な家庭を、看護師やヘルパーが訪問し、支援を行う。	栃木市の例により合併時に統合する。
	31			
16	保育所入・退所事務に関する事	保育所の入所に係る申込書の受付、面接、選考、決定等の事務を行う。年度当初分の他にも、保護者の家庭の状況による随時入所分も受け付ける。 次年度園児募集時期 9月中	保育所の入所に係る申込書の受付、面接、選考、決定等の事務を行う。年度当初分の他にも、保護者の家庭の状況による随時入所分も受け付ける。 次年度園児募集時期 10月中	栃木市の例により合併時に統合する。
	48			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
17	病後児・体調不良児 保育事業に関する こと	病氣回復期等にあつて集団保育が困難な児童に、一時的に 保育サービスを提供し、保護者の就労と子育ての両立を支援 する。また保育所での保育中に体調不良となった児童を、保 護者が迎えに来るまでの間、専用スペースで預かり、就労と 子育ての両立を支援する。	該当なし	栃木市の例により合 併時に統合する。
	49			
18	保育所の災害共済 に関すること	保育所の管理下で児童の災害が発生したときに、災害共済 給付が行なわれるよう手続きを行う。 掛け金 一般児童 1人年間 375円 要保護児童 1人年間 65円 ※掛け金は全額市で負担	保育所の管理下で児童の災害が発生したときに、災害共済 給付が行なわれるよう手続きを行う。 掛け金 一般児童 1人年間 375円 ※掛け金 保護者 210円、町 165円	栃木市の例により合 併時に統合する。
	53			
19	里親に関すること	里親認定申請書等の受付け、面接、県への申請書進達、県 市合同の実地調査、福祉事務所長の意見書を添えた調査書の 県への進達等を行う。	里親希望者から照会があった際に県を案内する。	栃木市の例により合 併時に統合する。
	63			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	現 況		調整内容
	事業事業名 事務事業番号	栃木市 岩舟町	
20	緊急通報装置貸与事業に関すること	【目的】 在宅生活でひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害時等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。 【概要】 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者および、寝たきり高齢者またはこれに準ずるものを抱える高齢者のみの世帯で、設置を希望する者に対し、携帯用無線発信機（ペンダント型）及び緊急通報用装置、必要に応じて安否センサーを貸与する。 委託先：株式会社アスク進共 委託料：保守料 1月 @1,438円 レンタル料 1月 @105円（センサー付 735円） 連絡の流れ：対象者→委託先会社→協力員または消防署 【対象者】 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者および、寝たきり高齢者またはこれに準ずるものを抱える高齢者のみの世帯で、設置を希望する者等。 【利用料】 無料 【事務手順】 ①緊急通報装置貸与申請書提出 ②訪問調査 ③緊急通報装置貸与決定（却下）通知書 ④委託会社により設置 【設置台数】（平成23年6月現在） 本庁 258台 大平支所 112台 藤岡支所 92台 都賀支所 58台 西方支所 12台 計 531台	【目的】 高齢者のみの世帯、身体障害者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害時等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り福祉の増進に資する。 【概要】 65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯又は高齢者のみ世帯で、要介護認定又は要支援認定を受けている者及びひとり暮らし世帯の身体障害者等の世帯で、設置を希望する者に対し、緊急通報装置（端末機器機種）及び携帯用無線発信機（ペンダント型）を貸与する。佐野地区広域消防組合本部本部司令室に設置された緊急通報装置集中管理システムと連動した、相談ボタンにより岩舟町包括支援センターにつながる装置。 委託先：関彰商事株式会社 委託料：保守料 1年間 @10,000円 通報装置については、町で買取 連絡の流れ：対象者→佐野地区広域消防組合・協力者（民生員）・岩舟町地域包括支援センター 【対象者】 岩舟町に住所を有する者で、65歳以上の高齢者のみの世帯、ひとり暮らしの重度障害者等。 【利用料】 無料 【事務手順】 ①緊急通報装置貸与申請書提出 ②訪問調査 ③緊急通報装置貸与決定（却下）通知書 ④委託会社により設置 【設置台数】（平成23年10月現在） 69台
			栃木市の例により合併時に統合する。

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
21	高齢者日常生活用具 購入費等助成事業に 関すること	1. 日常生活用具購入費補助金交付 内容 (1) 申請受付・審査・決定 (2) 補助金請求書受領 (3) 交付手続 (4) 利用者台帳の管理 品目と交付限度額 ①老人福祉車：購入費の2分の1で7,500円上限 ②小型暖房器具： 対象者 上記品目 ①：満65歳以上で歩行に際し杖等が必要とする方 ②：満65歳以上で暖房器具（パネルヒーター、ク イックヒーター、ハロゲンヒーター）が必要の方。 1世帯1台まで。	岩舟町シルバーカー購入費助成 内容 (1) 助成申請書兼請求書受付 (2) 審査・決定 (3) 交付手続 (4) 利用者台帳の管理 品目と助成限度額 老人福祉車：購入費の2分1 (ただし100円未満切捨て、限度額 6300円) 対象者 岩舟町に居住する65歳以上の高齢者等で常時杖を必要 とする者。	栃木市の例により合 併時に統合する。
		2. 日常生活用具購入費助成 内容 (1) 申請受付・審査・決定 (2) 助成金支払手続 (3) 利用者台帳の管理 品目と助成限度額 ③電磁調理器：10,000円上限 ④火災警報器：7,000円上限 ⑤自動消火器：12,000円上限 対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らし等で、心身機能の低下 に伴い、防火等の配慮及び支援が必要の方。かつ市民税 非課税世帯。		
	16	3. 日常生活用具レンタル料助成 内容 (1) 申請受付・審査・決定 (2) 助成金請求書受領 (3) 助成金支払手続 (4) 利用者台帳の管理 品目と助成限度額 ⑥⑦⑧ともレンタル料の9割助成 ⑥電動小型吸引機：10,000円上限 ⑦特殊寝台：13,500円上限 ⑧じょくそう予防用具：5,400円上限 対象者 65歳以上で、介護保険法、身体障害者福祉法によるレン タル・給付等を受けられる方を除く。		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
22	高齢者実態調査に関する こと	〔目的〕 高齢者の実態を把握するとともに、緊急時の対応や見守り支援に繋げていく。 〔調査期間〕 ５月～６月 〔調査対象〕 ６５歳以上のひとり暮らし及び６５歳以上のみで構成される高齢者世帯 〔調査員〕 各地区民生委員児童委員（無償）	〔目的〕 高齢者の実態を把握するとともに、緊急時の対応や見守り支援に繋げていく。 〔調査期間〕 ２月～３月 〔調査対象〕 ６５歳以上のひとり暮らし及び６５歳以上のみで構成される高齢者世帯 〔調査員〕 各地区民生委員児童委員・在宅高齢者介護予防推進員（無償）	栃木市の例により合併時に統合する。
	２４			
23	基準該当サービスに関する こと	〔概要〕 基準該当サービスとして規定されている、タクシー事業者が行う訪問介護（乗降車介助）の事業所指定を市が行う。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	９７			
24	介護保険訪問調査に関する こと	〔概要〕 介護認定申請のあった方を調査員が訪問し、本人の状態を調査確認する。 〔調査方法〕 ①対象者全てにおいて、介護保険担当の非常勤職員１６名が訪問し調査する。 ②市外遠方・県外については一部、地域包括支援センター・居宅介護支援事業者等に委託する。	〔概要〕 介護認定申請のあった方を調査員が訪問し、本人の状態を調査確認する。 〔調査方法〕 ①対象者全てにおいて、臨時職員５名が訪問し調査する。 ②町外遠方・県外については一部、地域包括支援センター・居宅介護支援事業者等に委託する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	１１１			
25	二次予防事業対象者把握事業に関する こと	〔概要〕 二次予防事業対象者を把握し、要介護状態等になることを予防するため、６５歳以上の要介護認定等を受けていない方を対象に基本チェックリストを配布、回収、評価し、対象者を把握する。 〔内容〕 平成２４年度以降は調査対象者を半数にして毎年実施する。 対象期間については２年間とする。	〔概要〕 二次予防事業対象者を把握し、要介護状態等になることを予防するため、６５歳以上の要介護認定等を受けていない方を対象に基本チェックリストを配布、回収、評価し、対象者を把握する。 〔内容〕 平成２３年度は全対象者に調査を実施し、平成２４年度は実施しない。	栃木市の例により合併時に統合する。
	１４９			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
26	訪問型介護予防事業 に関すること	〔目的〕 健康問題について訪問指導を行なうことにより、生活機能の低下防止と健康の保持増進を図る。 〔概要〕 ①訪問担当者 地域包括支援センター職員、訪問看護指導員、栄養士、歯科衛生士等 ②訪問方法 初回訪問は地域包括支援センター職員が行い継続必要な場合は、必要に応じ専門職による定期訪問を行う。 〔対象〕 生活上の保健指導等が必要な６５歳以上の者 〔内容〕 生活機能向上、介護予防、健康管理、諸制度の活用等に関する助言指導。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	155			
27	食生活改善推進員養成講習会に関するこ と	地域における健康づくりの担い手として食生活改善推進員を養成し、会の活性化を図る。 〔対象者〕 活動を希望する方（65歳程度までの方） 〔内容〕 講話、調理実習、運動実技 〔回数〕 １コース５回 20 時間	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	20			
28	母子健康手帳交付に 関すること	妊娠届出を行った妊婦に対し母子健康手帳を交付する。 H23 交付数：1,059 冊（妊娠届出数：1,011 件） 〔交付窓口〕 本庁（健康増進課）、大平（市民生活課）、藤岡（健康福祉課及び 部屋出張所）、都賀（健康福祉課）、西方（健康福祉課） 〔交付手続き〕 ・妊娠届出書（アンケート含）に基づき母子健康手帳交付 ・母子手帳発行台帳作成 ・市内在住者には、妊娠婦医療費助成手続、妊婦健康診査 受診票及び妊婦歯科健康診査受診券の交付 〔配布物〕 ・母子保健事業等の配布物（統一したものを使用） 〔妊婦相談指導〕 妊娠届出書のアンケートに基づき、面接相談	妊娠届出を行った妊婦に対し母子健康手帳を交付する。 H23 交付数：126 冊（妊娠届出数：123 件） 〔交付窓口〕 健康福祉課 〔交付手続き〕 ・妊娠届出書（アンケート含）に基づき母子健康手帳交付 ・母子関係処理簿にて台帳を作成 ・町内在住者には、妊娠婦医療費助成手続（保険児童課）、 妊婦健康診査受診票の交付 〔配布物〕 ・母子保健事業等の配布物 〔妊婦相談指導〕 妊娠届出書のアンケートに基づき、面接相談	栃木市の例により合併時に統合する。
	31			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
29	両親（母親）教室に 関すること	妊娠出産育児等に関する知識の提供及び妊婦同士の交流を通じて、母体と胎児の健康の保持増進、安全な出産と産後の円滑な育児開始を図る。また、夫等の参加により親としての自覚を育成し、家庭の養育力の向上を図る。 〔対象者〕 市内に住所を有する妊婦とその夫及び妊婦の支援者 〔開催回数、会場〕 1 コース 3 回で年間 8 コース（3 回目は土曜日開催） 開催場所は、3 箇所とする。 （栃木・都賀・西方） 会場：栃木保健福祉センター：5 コース （大平・藤岡） 会場：大平健康福祉センター：2 コース 藤岡保健福祉センター：1 コース ・住所に関係なくどの会場でも受講できるものとする。 ・原則同一会場の参加とする。	妊娠出産育児等に関する知識の提供及び妊婦同士の交流を通じて、母体と胎児の健康の保持増進、安全な出産と産後の円滑な育児開始を図る。また、夫等の参加により親としての自覚を育成し、家庭の養育力の向上を図る。 〔対象者〕 町内に住所を有する妊婦とその夫及び妊婦の支援者 〔開催回数、会場〕 1 コース 2 回で年間 3 コース 会場：健康福祉センター	栃木市の例により合併時に統合する。
	3 4	〔内容〕 1 回目：自己紹介、仲間づくり、 赤ちゃんの生活 2 回目：赤ちゃんの育児、妊娠中の食事 3 回目：パパの妊婦体験、赤ちゃんふれあい体験、 家族のふれあいの大切さ、赤ちゃんのお風呂	〔内容〕 1 回目：妊娠中の過ごし方、妊娠中の食事、母子の健康を守るための制度 2 回目：お産の進み方、マニキュア、赤ちゃんのお風呂	

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
30	子育て相談に関する こと	子育て支援を推進する事業の一環として、育児不安の相談や指導及び親子の交流を図ることを目的に実施 〔名称〕 子育てサロン 〔開設回数、場所〕 5箇所とする。 年間 54回（本庁、各支所毎に月1回または2か月に1回とし原則別日に設定する。） 栃木（第1週月曜）、大平（第2週月曜） 藤岡（第3週月曜）、都賀（第4週火曜）、西方（隔月） ＊開催日が休日の場合は、原則翌日開催とする。 ＊住所に関係なくどの会場でも参加できるものとする。 〔内容等〕 個別相談・身体計測は統一項目として実施。その他は各支所毎の従来の内容をいかにす。 栃木：子育て相談・離乳食教室 大平：子育て相談 藤岡：子育て相談 都賀：子育て相談・栄養の話・むし歯予防の話 西方：子育て相談	子育て支援を推進する事業の一環として、育児不安の相談や指導及び親子の交流を図ることを目的に実施 〔名称〕 赤ちゃん相談 〔開設回数、場所〕 健康福祉センター 毎月第2水曜日 〔内容等〕 身体計測、個別相談（育児、栄養、予防接種など）	栃木市の例により合併時に統合する。
	36			
31	乳幼児健診事後に関 すること	健診後、継続支援が必要な親子に対し、健診事後教室として集団指導、親同士の交流、個別相談を実施 〔名称〕 3歳以上「ぺんぎんぐるーぷ」 3歳未満「ちやいちゃいぐるーぷ」 〔対象〕 幼児健康診査等で精神（言語も含む）・運動発達面に遅れがあり経過観察となった児や子育てに不安を持つ保護者で継続支援が必要な親子 〔開催回数、場所〕 区域を2箇所に分け行う。参加数に応じて回数の変動あり。 ・栃木会場（栃木・都賀・西方） ぺんぎん 1回/月 ちやいちゃい2回/月 ・大平会場（大平・藤岡） ぺんぎん 1回/月 ちやいちゃい2回/月 〔内容〕 自由あそび・課題あそび 親同士の話し合い、個別の相談及び指導 〔スタッフ〕 保育士・保健師	健診後、継続支援が必要な親子に対し、健診事後教室として集団指導、親同士の交流、個別相談を実施 〔名称〕 たんぽぽ 〔対象〕 幼児健康診査等で精神（言語も含む）・運動発達面に遅れがあり経過観察となった児や子育てに不安を持つ保護者で継続支援が必要な親子 〔開催回数、場所〕 毎月第3水曜日 健康福祉センター 〔内容〕 自由あそび・課題あそび 親同士の話し合い、個別の相談及び指導 〔スタッフ〕 保育士・保健師	栃木市の例により合併時に統合する。
	38			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況	調整内容																																				
32	妊婦健康診査に関すること	妊婦の健康保持及び健康増進並びに異常の早期発見及び早期治療を図ることを目的に実施 ＜妊婦健康診査＞ 〔助成回数〕14回 〔委託先〕栃木県医師会、栃木県病院協会 県外については委託契約可能な病院と個別に契約する。 契約できない場合は、扶助費対応も実施している。 〔その他〕 受診票は、母子健康手帳とともに交付する。（本庁・総合支所毎）。委託契約及び支払いは、本庁が行う。	妊婦の健康保持及び健康増進並びに異常の早期発見及び早期治療を図ることを目的に実施 ＜妊婦健康診査＞ 〔助成回数〕14回 〔委託先〕栃木県医師会、栃木県病院協会 県外については委託契約可能な病院と個別に契約する。 契約できない場合は、扶助費対応も実施している。 〔その他〕 受診票は、母子健康手帳とともに交付する。																																				
	4 2	＜妊婦歯科健康診査＞ 〔助成回数〕1回 〔委託先〕栃木市歯科医師会及び西方地域歯科医院 〔その他〕 受診券は、母子健康手帳とともに交付する。（本庁・総合支所毎）。委託契約及び支払いは、本庁が行う。																																					
33	乳幼児健康診査に関すること	乳幼児の健康保持及び健康増進並びに異常の早期発見及び早期治療を図ることを目的に実施 ○健診の種類 乳児健康診査（4か月・9か月）、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、2歳児歯科健康診査 ○健診回数、会場 <table><tr><th>会場</th><th>栃木保健福祉センター</th><th>大平健康福祉センター</th><th>藤岡保健福祉センター</th><th>都賀保健福祉センター</th><th>西方保健福祉センター</th></tr><tr><td>4か月児</td><td>18回</td><td>12回</td><td>12回</td><td>12回</td><td>12回</td></tr><tr><td>9か月児</td><td>18回</td><td>12回</td><td>12回</td><td>12回</td><td>12回</td></tr><tr><td>1歳6か月児</td><td>20回</td><td>12回</td><td>6回</td><td>4回</td><td>3回</td></tr><tr><td>3歳児</td><td>20回</td><td>12回</td><td>6回</td><td>4回</td><td>3回</td></tr><tr><td>2歳児</td><td>12回</td><td>6回</td><td>6回</td><td>4回</td><td>3回</td></tr></table> ・フリーアクセスでどの会場でも受診できる。	会場	栃木保健福祉センター	大平健康福祉センター	藤岡保健福祉センター	都賀保健福祉センター	西方保健福祉センター	4か月児	18回	12回	12回	12回	12回	9か月児	18回	12回	12回	12回	12回	1歳6か月児	20回	12回	6回	4回	3回	3歳児	20回	12回	6回	4回	3回	2歳児	12回	6回	6回	4回	3回	乳幼児の健康保持及び健康増進並びに異常の早期発見及び早期治療を図ることを目的に実施 ○健診の種類 乳児健康診査（4か月・9か月）、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査 ○健診回数、会場 ・会場：健康福祉センター ・4,9か月児：毎月1回 1歳6か月児：年6回 3歳児：年6回
	会場	栃木保健福祉センター	大平健康福祉センター	藤岡保健福祉センター	都賀保健福祉センター	西方保健福祉センター																																	
4か月児	18回	12回	12回	12回	12回																																		
9か月児	18回	12回	12回	12回	12回																																		
1歳6か月児	20回	12回	6回	4回	3回																																		
3歳児	20回	12回	6回	4回	3回																																		
2歳児	12回	6回	6回	4回	3回																																		
	4 4																																						

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
34	地域保健事業に関する こと	・保健事業計画（単年度） ・保健事業概要 ・地域保健健康増進事業報告 ・業務予定表作成	・保健事業計画（単年度） ・保健事業概要 ・地域保健健康増進事業報告 ・業務予定表作成	栃木市の例により合併時に統合する。
	5 2			
35	母子栄養強化事業栄養食品支給事業に関する こと	妊産婦及び乳幼児に対して、栄養の強化に必要な食品を無償で支給する。 〔対象者〕被保護世帯、市民税非課税世帯に属する妊産婦及び乳児 ・本庁・総合支所毎に行う。	妊産婦及び乳幼児に対して、栄養の強化に必要な食品を無償で支給する。 〔対象者〕被保護世帯、町民税非課税世帯に属する妊産婦及び乳児	栃木市の例により合併時に統合する。
	5 6			
36	よい歯のコンクール に関する こと	「親と子のよい歯のコンクール」「三歳児よい歯のコンクール」の市町村審査である第一次審査を実施。成績優秀者を県の第二次審査に選出する。 審査委員：歯科医師 スタッフ：歯科衛生士・保健師・保育士 会 場：栃木保健福祉センター 募集方法：広報紙掲載による募集、申し込み	「親と子のよい歯のコンクール」「三歳児よい歯のコンクール」の市町村審査である第一次審査を実施。成績優秀者を県の第二次審査に選出する。 審査委員：歯科医師 スタッフ：保健師 会 場：健康福祉センター 募集方法：広報紙掲載による募集、申し込み	栃木市の例により合併時に統合する。
	6 7			
37	健康相談業務に関する こと	○健康相談、栄養相談 ・本庁・総合支所毎に月 1 回開催する。 ・申し込み制。但し、フリーアクセスとし、どの会場でも相談は可能。 ・従事者：保健師、管理栄養士 ・経過フォローについては、該当支所等が行う。	○健康相談、栄養相談 ・月 1 回（第 4 水曜日）に開催する。 ・予約なしで可。 ・従事者：保健師、管理栄養士	栃木市の例により合併時に統合する。
	8 4	○病態別栄養指導 栄養相談と同日実施 ・本庁・総合支所毎に月 1 回開催する。申し込み制 ・従事者：管理栄養士 ・相談票等の様式：統一した様式（医師あて指導結果報告） ・経過フォローについては、該当支所等が行う。	○病態別栄養指導 栄養相談と同日実施 ・事前申し込み制 ・従事者：管理栄養士	

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
38	フッ素塗布事業に関すること	歯の衛生週間の一環として、6 歳臼歯の萌出時期にフッ素を塗布し、歯質の強化とう歯予防への意識の高揚を図る。 1 市 2 町（栃木市、岩舟町、壬生町）それぞれが下都賀歯科医師会と委託契約し実施 〔対象児〕 小学 1 年生と未就学の年長児 〔会 場〕 栃木市総合運動公園 総合体育館 〔内 容〕 歯科検診、フッ素塗布及び歯科医師による個別相談、健康講話等	歯の衛生週間の一環として、6 歳臼歯の萌出時期にフッ素を塗布し、歯質の強化とう歯予防への意識の高揚を図る。 1 市 2 町（栃木市、岩舟町、壬生町）それぞれが下都賀歯科医師会と委託契約し実施 〔対象児〕 小学 1 年生と未就学の年長児 〔会 場〕 栃木市総合運動公園 総合体育館 〔内 容〕 歯科検診、フッ素塗布及び歯科医師による個別相談、健康講話等	栃木市の例により合併時に統合する。
	1 0 7		幼児のフッ素塗布 〔対象児〕 3 歳児虫歯予防教室を受けた 3 歳児 〔内 容〕 フッ素塗布 2 回	
39	献血事業に関するこ	栃木県赤十字血液センターが実施する献血事業への協力や献血推進の P R を行う。 ○オーブン採血 ・固定施設を使用して行う成分献血及び全血献血で、年 1 回実施する。 会場：健康福祉センター ○移動採血車による採血 ・移動採血車を使用して行う全血献血で、実施日は栃木県赤十字血液センターからの連絡があつてから調整して決定する。 会場：本庁…市役所本庁舎西側駐車場 大平…プラッツおおひら 藤岡…藤岡公民館前 都賀…都賀総合支所庁舎敷地 西方…西方公民館前	栃木県赤十字血液センターが実施する献血事業への協力や献血推進の P R を行う。 ○オーブン採血 ・固定施設を使用して行う成分献血及び全血献血で、年 1 回実施する。 会場：健康福祉センター ○移動採血車による採血 ・移動採血車を使用して行う全血献血で、実施日は健康福祉まつり時。	栃木市の例により合併時に統合する。
	1 1 1			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号		現 況		調整内容																		
			栃木市	岩舟町																			
40	5 歳児発達相談に関する こと		3 歳児健診までに発見されにくい高機能自閉等の発達障がいの早期発見及び支援を行うことにより、幼児の健全育成を図る。 〔対象児〕 年度内に 5 歳になる児（年中児） 〔実施方法〕 本庁・総合支所毎に幼稚園、保育園に出向いて行う。在園児名簿に基づき、保護者あて相談票送付回収。各園にて行動観察を行い、処遇方針を検討する。 ＊相談票は統一した物を使用 ＊判断基準についても統一 ＊必要に応じ、言語の相談は、後日言語聴覚士が面接を実施。また発達全体の相談は、乳幼児発達相談にて対応。 〔スタッフ〕 保健師・臨床心理士・保育士・幼稚園教諭等 〔実施場所〕 <table><tr><td></td><td>本庁</td><td>大平</td><td>藤岡</td><td>都賀</td><td>西方</td></tr><tr><td>幼稚園数</td><td>9 か所</td><td>2 か所</td><td>2 か所</td><td>1 か所</td><td>1 か所</td></tr><tr><td>保育園数</td><td>10 か所</td><td>6 か所</td><td>4 か所</td><td>1 か所</td><td></td></tr></table> ・岩舟しずわでら幼稚園 ・未就園児等は 1 か所で実施（栃木保健福祉センター）		本庁	大平	藤岡	都賀	西方	幼稚園数	9 か所	2 か所	2 か所	1 か所	1 か所	保育園数	10 か所	6 か所	4 か所	1 か所		3 歳児健診までに発見されにくい高機能自閉等の発達障がいの早期発見及び支援を行うことにより、幼児の健全育成を図る。 〔対象児〕 年度内に 5 歳になる児（年中児） 〔実施方法〕 幼稚園、保育園に出向いて行う。各施設を通して、保護者あて問診票送付回収。各園にて行動観察を行い、処遇方針を検討する。 ＊必要に応じ、専門機関への相談が必要な場合は県南健康福祉センター実施の発達相談等を紹介。また発達全体の相談は、乳幼児発達相談にて対応。 〔スタッフ〕 保健師・臨床心理士・保育士・幼稚園教諭・教育委員会職員等 〔実施場所〕 各幼稚園、保育園	栃木市の例により合併時に統合する。
		本庁	大平	藤岡	都賀	西方																	
幼稚園数	9 か所	2 か所	2 か所	1 か所	1 か所																		
保育園数	10 か所	6 か所	4 か所	1 か所																			
			該当なし																				
41	赤ちゃん用沐浴槽借入れ申し込みに関する こと		新生児期に短期間のみ使用するベビーバスの有効利用と保護者の経済的負担軽減を目的に、希望者にベビーバスを貸し出す。 〔対象者〕 原則として市内に住所を有する新生児の保護者 〔貸出窓口〕 本庁健康増進課、各総合支所健康福祉課 〔貸出し期間〕 原則として 1 か月間		栃木市の例により合併時に統合する。																		
	1 1 4																						

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
42	感染症予防に関する こと	感染症についての正しい知識と予防の啓発をする。 ・広報紙やホームページ等に掲載	感染症についての正しい知識と予防の啓発をする。 ・広報紙やホームページ等に掲載	栃木市の例により合併時に統合する。
	1 2 3			
43	乳幼児指導に関する こと	○こんにちは赤ちゃん事業 生後４か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問により、要支援家庭を把握し育児支援を行う。また、必要に応じて関係機関と連携を図る。 〔実施者〕保健師・母子保健推進員	○こんにちは赤ちゃん事業 生後４か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問により、要支援家庭を把握し育児支援を行う。また、必要に応じて関係機関と連携を図る。 〔実施者〕保健師・助産師	栃木市の例により合併時に統合する。
	1 2 4	○妊婦訪問事業 下記の妊婦に対し、家庭訪問による保健指導を実施し、母体の健康の保持増進、疾病予防及び早期発見に努める。 〔対象者〕妊婦健康診査の結果要支援者・若年妊娠・高齢妊娠・精神疾患患者・未入籍者・外国人等 〔実施者〕保健師	○妊婦訪問事業 下記の妊婦に対し、家庭訪問による保健指導を実施し、母体の健康の保持増進、疾病予防及び早期発見に努める。 〔対象者〕妊婦健康診査の結果要支援者・若年妊娠・高齢妊娠・精神疾患患者・未入籍者・外国人等 〔実施者〕保健師	
43		○新生児・産婦訪問事業 産婦及び新生児に対し、家庭訪問による保健指導を実施し、新生児期における母子の健康管理の徹底を図り、異常、疾病等の発生予防及び早期発見に努める。 〔実施者〕保健師・助産師	○新生児・産婦訪問事業 産婦及び新生児に対し、家庭訪問による保健指導を実施し、新生児期における母子の健康管理の徹底を図り、異常、疾病等の発生予防及び早期発見に努める。 〔実施者〕保健師・助産師	
		○乳幼児訪問事業：要支援児及びその養育者等 乳幼児及びその保護者に対して、家庭訪問による保健指導を実施し、乳幼児期における母子の健康の保持及び育児支援を図る。 〔実施者〕保健師	○乳幼児訪問事業：要支援児及びその養育者等 乳幼児及びその保護者に対して、家庭訪問による保健指導を実施し、乳幼児期における母子の健康の保持及び育児支援を図る。 〔実施者〕保健師	

栃木市・岩舟町合併協議会（ＣＲＡＮＫ）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
44	健康診査等申し込み に関すること	健診受診の際は、事前に申し込みをする。 ・周知方法：けんこうカレンダー、広報紙、ホームページ 等掲載 ・申込み方法：電話、ファックス、メール等	健診受診の際は、事前に申し込みをする。 ・周知方法：健康診査・がん検診のチラシ配布、ほけんカレンダー、広報紙、ホームページ等掲載 ・申込み方法：電話、申込書の特参等	栃木市の例により合併時に統合する。
	128			
45	子育て親子教室に関する こと	子どもの発達に合わせた子育ての知識を提供し、より良い親子関係づくりを図る。子育てをする中での悩みを共有しあい、地域での仲間づくりのきっかけとする。 〔名称〕 すぐすく教室 〔対象者〕 2～5か月の乳児とその保護者 〔会場〕 5箇所（本庁、各総合支所） 〔内容と回数〕 内容は地域の特色をもたせて行う。 ・栃木：1コース2回で年間5コース ①ふれあい遊び、子育てアドバイス ②絵本の読み聞かせ、ストレッチ ・大平：年12回 離乳食教室、子育て相談 ・藤岡：1コース2回で年間6コース ①離乳食実習、②ベビータッチケア ・都賀：年6回 離乳食のお話、ベビータッチケア ・西方：年6回、子育てのお話	育児について、疑問や悩みを抱きやすい時期に、親同士が集まり、講話やスキミングを通じて自分の子育てに自信を持つことができるようにする。 〔名称〕 すぐすく教室 〔対象者〕 2～4か月の乳児とその保護者 〔会場〕 健康福祉センター 〔内容と回数〕 ・年4回 ・自己紹介、助産師講話（スキミング等）、計測 〔名称〕 1歳児教室 乳児から幼児への移行期に、親子がふれあい、楽しみながら子育て出来るよう支援する。 〔対象者〕 約1歳から1歳3か月とその保護者 〔会場〕 健康福祉センター 〔内容と回数〕 ・年3回 ・計測、栄養士・保育士の講話等 〔名称〕 3歳児虫歯予防教室 幼児の基本的歯科保健習慣は重要であるので資質の強化と歯予防への意識の高揚を図る。 〔対象者〕 3歳児 〔会場〕 健康福祉センター 〔内容と回数〕 ・年3回 ・歯科衛生士による講話、ブラッシング実習	栃木市の例により合併時に統合する。
	147			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
46	思春期保健に関する こと	思春期にある子どもが心身ともに健やかに成長し、自分の身体を大切にしたいと思うことができるように、また、将来に向けて直面する「性」と「生」を主体的に判断できる力をはぐくむとともに、望まない妊娠や性感染症の予防について考えることができる。 〔対象〕市内小中学校の児童生徒とその保護者 〔内容〕各地域の実情に合わせて実施 ○栃木・都賀：学校の要望により、養護教諭と担任と協力し、小中学校への授業協力をする。 ○大平：町内の中学２・３年生とその保護者を対象に、大平文化会館にて講演会を開催する。保護者への情報提供をする。 ○藤岡：他事業等と合わせて実施する。 ○西方：中学３年生向けパンフレットの配布に協力（学校が主体で実施）	該当なし	栃木市の例により、合併時に統合する。
	1 5 3			
47	精神保健に関するこ と	〔精神保健に関する相談業務〕 ・随時 ・相談しやすい環境整備 自立支援医療の申請・更新時に相談案内チラシ、絵手紙を配布 〔薬物乱用防止関係〕普及啓発 〔自殺予防対策事業〕 ○カウンセラーによるこころの相談（予約制） 栃木保健福祉センター及び大平健康福祉センター 年間 20 回（各会場では毎月 1 回） 産業カウンセラーによる個別相談 ○ゲートキーパー養成研修会 ○自殺予防普及啓発 ・こころの健康教室（藤岡、都賀支所） ・イベント等において普及啓発 ・街頭キャンペーン	〔精神保健に関する相談業務〕 ・随時 ・相談しやすい環境整備 自立支援医療の申請・更新時に相談案内チラシ、絵手紙を配布 〔薬物乱用防止関係〕普及啓発 〔自殺予防対策事業〕 ・こころの健康相談 - 健康福祉まつり時 ・傾聴ボランティア養成研修会 ・自殺予防普及啓発 - 心の健康セミナー	栃木市の例により、合併時に統合する。
	1 6 4			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
48	先天性股関節脱臼検 診に関すること	乳児期において先天性股関節脱臼の早期発見、適切な療育指導を行うことにより、将来健全な社会生活が営まれるよう健康確保を図る。 〔対象児〕 3～4 か月児 〔方 法〕 市内協力医療機関（14 箇所）にて個別健診。 栃木市医師会及び西方病院に委託 〔委託料〕 レントゲン有：6,600 円 レントゲン無：4,500 円 〔その他〕 受診券は 4 か月児健康診査通知に同封。本庁・総合支所毎に行う。契約・支払いは、本庁が行う。	乳児期において先天性股関節脱臼の早期発見、適切な療育指導を行うことにより、将来健全な社会生活が営まれるよう健康確保を図る。 〔対象児〕 3～4 か月児（要綱では 1 歳未満） 〔方 法〕 下都賀郡市医師会及び佐野市医師会に委託 〔委託料〕 レントゲン有：6,600 円 レントゲン無：4,450 円 〔その他〕 受診券は出生届時に配布	栃木市の例により、合併時に統合する。
	1 6 6			
49	ブックスタートに関 すること	＜だっこっこ絵本事業＞ 絵本に興味を持ち始める 9 か月児とその保護者が絵本を通して、言葉や心を通わせ触れ合うことにより、保護者の育児支援をすると共に児の豊かな人間性を育む。 〔対象者〕 9 か月児健診受診児とその保護者 〔絵本〕 3 種類の絵本の中から選ぶ （1 冊 600～800 円程度） 絵本は、本庁で一括購入する。 絵本は、ハードカバーとする。 〔その他〕 絵本読み聞かせボランティアによる読み聞かせボランティアへの報償金 1 団体年間 3,000 円	＜ブックスタート事業＞ 絵本に興味を持ち始める 9 か月児とその保護者が絵本を通して、言葉や心を通わせ触れ合うことにより、保護者の育児支援をすると共に児の豊かな人間性を育む。 〔対象者〕 9 か月児健診受診児とその保護者 〔絵本〕 3 種類の絵本の中から選ぶ （1 冊 450 円） 絵本は、保険児童課で購入する。 〔その他〕 子育て支援センター保育士及び絵本読み聞かせボランティアによる読み聞かせ	栃木市の例により、合併時に統合する。
	1 6 7			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
50	乳幼児発達相談に関する こと	発達に何らかの遅れが疑われた児に対し医師による診察、 発達検査、相談指導を行い、早期治療及び早期療育に向けて の相談指導を実施することで、児の発達の促進を促す支援と 保護者への育児支援を行う。 【対象児】 ・乳幼児健康診査及び相談・家庭訪問等において、精神発 達・運動発達の遅れや行動上の問題があり、診察及び各職種 による療育相談指導が必要と認められた乳幼児 ・子育て環境等の問題や児の発達について保護者の不安が ある等、保健指導上必要と思われる児 【会場、回数】 ・年間 20 回 開催場所は区域を 2 箇所に分け行う。 栃木会場（栃木・都賀・西方）：12 回（栃木保健福祉センター） 大平会場（大平・藤岡）：8 回（大平健康福祉センター） 【内容】 ・二次健診として行う。 ・問診、発達検査、診察、相談指導 【スタッフ】 小児科医師・臨床心理士・言語聴覚士・作業療 法士・保健師等 【報償費】 医師 交通費込み 1 回 40,000 円	県南健康福祉センターで実施の乳幼児発達相談に向ける。	栃木市の例により、合 併時に統合する。
	1 7 7			
51	母子用品貸出に関す ること	性（生）教育において体験学習を取り入れる際、市所有の 衛生機材を貸し出す。 【貸出品】 赤ちゃん人形、妊婦体験ジャケツト、 性教育用パネル 【貸出窓口】 本庁健康増進課、各総合支所健康福祉課	学校等から要望で貸し出す。 【貸出品】 赤ちゃん人形	栃木市の例により、合 併時に統合する。
	1 9 3			
52	予防接種事故処理費 補助金に関すること	定期の予防接種に起因する健康被害者に支給した補償費の 3/4 について、予防接種事故処理費補助金を請求する。 *補助率 国 1/2 県 1/4 *該当者 1 名あり	該当なし	栃木市の例により、合 併時に統合する。
	1 9 6			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
53	予防接種事故賠償に関すること	予防接種に起因する健康被害が発生した場合、補償について対応する。 ①定期の予防接種の場合 厚生労働大臣が認定、市長が法の規定に基づき医療費等の給付を行う。 ②定期外（行政措置）の予防接種の場合 ・市予防接種事故災害補償規則に基づき対応 ・栃木市予防接種委員会に対応 ・「全国市長会」予防接種事故賠償補償保険で補償費用のてん補 ・補償内容 死亡補償保険金 4,250 万円 障害補償保険金 (1～3 級) 1 級 4,250 万円 2 級 2,829.9 万円 3 級 2,160.4 万円	予防接種に起因する健康被害が発生した場合、補償について対応する。 ①定期の予防接種の場合 厚生労働大臣が認定、町長が法の規定に基づき医療費等の給付を行う。 ②定期外（行政措置）の予防接種の場合 ・町予防接種事故災害補償規則に基づき対応 ・岩舟町予防接種健康被害調査委員会に対応 ・「全国町村会」総合賠償補償保険で補償費用のてん補 ・補償内容 死亡補償保険金 4,250 万円 障害補償保険金 (1～3 級) 1 級 4,250 万円 2 級 2,829.9 万円 3 級 2,160.4 万円	栃木市の例により、合併時に統合する。
	197			
54	予防接種嘱託医の委嘱に関すること	予防接種を行う医師に市長が委嘱・告示を行う。 ・医師に協力確認後、承諾書と委任状をもらう。 ・委嘱状の交付。 ・県に公告依頼	予防接種を行う医師に町長が委嘱・告示を行う。 ・医師に協力確認後、承諾書と委任状をもらう。 ・委嘱状の交付。 ・県に公告依頼	栃木市の例により、合併時に統合する。
	199			

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況					調整内容	
		栃木市						
		栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域		
55	成人の健診事後指導 に関すること	①特保対象外 健診結果説明会： 9回 対象者：情報提供者 内容：講話、 個別指導 ＊定期の健康相談 でも対応 結果の返し方： 郵送	①特保対象外 生活習慣改善に関 する相談：12回 対象者：受診者 (健診会場) 内容：個別相談 ＊定期の健康相談 でも対応 結果の返し方： 郵送	①特保対象外 健診結果説明会： 12回 対象者：情報提供者 内容：講話、個別 相談 ＊定期の健康相談 でも対応 結果の返し方： 郵送	①特保対象外 健診結果相談会： 8回 対象者：情報提供者 内容：個別相談 ＊定期の健康相談 でも対応 結果の返し方： 郵送	①特保対象外 健診結果相談会： 4回 対象者：要指導、 要精検者 ・内容：個別相談 ＊定期の健康相談 でも対応 結果の返し方： 相談会時手渡し (異常なし：郵送)	①特保対象外 定期の健康相談で 対応 ・対象者：希望者 結果の返し方： 郵送	栃木市の例により、合 併時に統合する。
	②特保該当者 〔特定保健指導〕 ・個別又は集団指 導 ・メタボ予防講座 栄養8、運動9 ・メタボ通信 〔健診結果の返し 方〕特保時手渡し	②特保該当者 〔特定保健指導〕 ・個別又は集団指 導 ・メタボ予防講座 食学習8、運動24 〔健診結果の返し 方〕特保時手渡し	②特保該当者 〔特定保健指導〕 ・個別又は集団指 導 ・メタボ予防講座 栄養8、運動14 〔健診結果の返し 方〕特保時手渡し	②特保該当者 〔特定保健指導〕 ・個別指導(一部委 託) ・メタボ予防講座 栄養2、運動10 〔健診結果の返し 方〕特保時手渡し	②特保該当者 〔特定保健指導〕 ・個別又は集団指 導 ・メタボ予防講座 栄養運動7 〔健診結果の返し 方〕特保時手渡し	②特保該当者 〔特定保健指導〕 個別指導(委託) 〔健診結果の返し 方〕特保時手渡し		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況			調整内容
		栃木市	岩舟町	目的 内容	
56	医師・看護師等の賠償保険に関すること	目的 公務で医療活動する医師及び業務従事者等の災害を補償する。 内容 (1) 嘱託医等の公務災害補償については、栃木県市町村総合事務組合で共同処理。	目的 公務で医療活動する医師及び業務従事者等の災害を補償する。 内容 (1) 嘱託医等の公務災害補償については、栃木県市町村総合事務組合で共同処理。	目的 公務で医療活動する医師及び業務従事者等の災害を補償する。 内容 (1) 嘱託医等の公務災害補償については、栃木県市町村総合事務組合で共同処理。	栃木市の例により、合併時に統合する。
	2 3 1	※上記のほか、市では下記のような保険に加入している。 (2) 傷害保険(市で独自加入) 市事業において公務で医療活動する医師及び業務従事者等に付する傷害保険 ①公務で医療活動中の医師に付する傷害保険 ・保険金額(1人当たり) 死亡、後遺障害保険金 5,000万円 入院保険金日額 30,000円 通院保険金日額 20,000円 ②健康増進事業従事者(看護師、助産師、歯科衛生士等)に付する傷害保険 ・保険金額(1人当たり) 死亡、後遺障害保険金 600万円 入院保険金日額 9,000円 通院保険金日額 6,000円 (3) 医師賠償責任保険(市で独自加入) (一般医、歯科医) ・医師特約(身体賠償) 1事故につき 1億円(保険期間中3億円) ・医療施設特約(身体賠償) 1名につき 1億円 ・医療施設特約(財物賠償) 1事故につき 1,000万円 (4) 予防接種ワクチン動産総合保険(市で独自加入) ・保険金額 1,500千円			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

No.	事業事業名 事業番号	現況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
57	母子保健推進員協議 会に関すること	妊産婦及び乳幼児の家庭を訪問し、育児相談、市への連絡など地域とのパイプ役を担い母子保健の向上に寄与する。 〔任期〕 2年 〔推進員数〕 123名（栃木73・大平16・藤岡17・都賀17・西方0） 〔選出方法〕 自治会連合会長又は自治会長推薦 〔報酬〕 年間均等割 20,000円 訪問件数割 1件 300円 事業協力 1回 1,500円 〔活動状況〕 ①委嘱状交付式 ②会議：代表者会議等 ③研修会：全体研修会、地域研修、県等の研修参加 ④訪問：妊婦訪問、こんには赤ちゃん訪問 ⑤市の事業への協力：健診、教室等への協力 ⑥自主活動：ふれあいのつどい開催等	妊産婦及び乳幼児の家庭を訪問し、育児相談、町への連絡など地域とのパイプ役を担い母子保健の向上に寄与する。 〔任期〕 2年 〔推進員数〕 22名 〔選出方法〕 自治会長推薦 〔報酬〕 年 22,000円 〔活動状況〕 ①委嘱状交付式 ②会議：総会等 ③研修会：研修会、県等の研修参加 ④訪問：健診通知を配布しながら各家庭を訪問 ⑤町の事業への協力：健診、赤ちゃん相談等への協力 ⑥自主活動：健康福祉まつりへの参加、ペットボトルキヤップ回収	栃木市の例により、合併時に統合する。
	237			
58	けんこうカレンダー に関すること	〔目的〕 健康診査や保健事業等について、市民に広く周知を図る。 〔配布方法〕 3月中に全戸配付（広報紙4月号に折り込み） 〔内容〕 成人、親子に分け、それぞれA2版1枚に1年間の検診等のスケジュールを掲載。 〔印刷部数〕 各 52,000枚	〔目的〕 健康診査や保健事業等について、町民に広く周知を図る。 〔配布方法〕 3月に保健委員に依頼し、全戸配布 〔内容〕 成人、子に分け、A3版両面に1年間の検診等のスケジュールを掲載。 〔印刷部数〕 6,000枚	栃木市の例により、合併時に統合する。（平成26年度版から統合する。）
	247			

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
59	救急医療に関するこ と	(1) 初期救急医療 ① 栃木地区急患センター（内科・外科）を設置して初期救急に対応している。栃木市医師会を指定管理者として指定しており、指定管理料は栃木市から支出し、壬生町・岩舟町は栃木市に負担金を納めている。 ② 初期小児救急医療対策として、とちの木病院（市内小児科医が交代で勤務）に日曜夜間の小児科診療を委託している。委託料は栃木市から支出し、岩舟町は栃木市に負担金を納めている。 ※ 西方地域の初期救急医療については、鹿沼市に休日夜間急患診療所（内科・小児科）・休日急患歯科診療所・外科系休日在宅当番医の事務を委託している。栃木市は鹿沼市に負担金を納めている。 (2) 入院救急医療（二次救急医療） ① 栃木救急医療圏の病院群輪番制病院を構成する 3 病院（下都賀総合病院、獨協医科大学病院、とちの木病院）に対し運営費を補助している。補助金は栃木市から支出し、壬生町・岩舟町は栃木市に負担金を納めている。 また、病院群輪番制病院の設備整備に係る費用に対し補助をしている。補助金は栃木市から支出し、壬生町・岩舟町は栃木市に負担金を納めている。 ② 小児二次救急医療については鹿沼救急医療圏と栃木救急医療圏で鹿沼・栃木小児二次医療圏として 1 つのブロックを構成しており、小児二次救急を担う獨協医科大学病院に対し運営費を補助している。補助金は栃木市から支出し、鹿沼市・壬生町・岩舟町は栃木市に負担金を納めている。 ※ 西方地域の二次救急医療については、鹿沼救急医療圏の病院群輪番制病院を構成する 3 病院（上野総合病院、御殿山病院、西方病院）に対し運営費を補助している。補助金は鹿沼市から支出し、栃木市は鹿沼市に負担金を納めている。 (3) 救命医療（三次救急医療） ① 県内に 5 つある救命救急センターで対応している。最寄は獨協救命救急センター。	(1) 初期救急医療 ① 栃木市が設置する栃木地区急患センター（内科・外科）で初期救急に対応しており、岩舟町は栃木市に負担金を納めている。 ② 初期小児救急医療対策として、栃木市がとちの木病院に委託している日曜夜間の小児科診療で対応しており、岩舟町は栃木市に負担金を納めている。 (2) 入院救急医療（二次救急医療） ① 栃木救急医療圏の病院群輪番制病院を構成する 3 病院（下都賀総合病院、獨協医科大学病院、とちの木病院）に対し運営費を補助している。補助金は栃木市から支出し、岩舟町は栃木市に負担金を納めている。 また、病院群輪番制病院の設備整備に係る費用に対し補助をしている。補助金は栃木市から支出し、岩舟町は栃木市に負担金を納めている。 ② 小児二次救急医療については鹿沼救急医療圏と栃木救急医療圏で鹿沼・栃木小児二次医療圏として 1 つのブロックを構成しており、小児二次救急を担う獨協医科大学病院に対し運営費を補助している。補助金は栃木市から支出し、岩舟町は栃木市に負担金を納めている。 (3) 救命医療（三次救急医療） ① 県内に 5 つある救命救急センターで対応している。最寄は獨協救命救急センター。	栃木市の例により、合併時に統合する。
	248			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

3. 合併時に再編

No.	事務事業名		現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	岩舟町		
1	介護認定審査会に関する すること	〔概要〕 要介護認定申請のあった被保険者の状態を調査した結果、 調査票及び主治医見書を元に審査する。 ※保健・医療・福祉に関する学識経験を有する者により構成 介護認定審査会実施要領より 70 人以内（現在、62 人） ※合議体数 ・現在、9 合議体（各合議体 7 名の委員で編成） ・開催回数 年間 300 回、 各合議体月 3 ～ 4 回	〔概要〕 要介護認定申請のあった被保険者の状態を調査した結果、 調査票及び主治医見書を元に審査する。 ※保健・医療・福祉に関する学識経験を有する者により構成 介護認定審査会規則より 16 人以内（現在、16 人） ※合議体数 ・現在、2 合議体（各合議体 5 名の委員で編成） ・開催回数 毎週木曜日 年間 50 回、 各合議体月 2 ～ 3 回	合併時に再編する。	
	1 1 4				

4. 合併後に再編

No.	事務事業名		現	況		調整内容
	事務事業番号	栃木市		岩舟町		
1	障がい者福祉計画に 関すること	〔目的〕 本市における障がい者の現状を踏まえ、今後の障がい者施策を効果的に推進していくこと及び福祉サービス等の必要量を見込み、その提供体制を確保する。 〔概要〕 ・旧市町で策定した計画を統合し、新市の「障がい者計画」とするとともに、合わせて新市の第3期障がい福祉計画を策定し、一体的な障がい者福祉計画とする。 ・国から示される特定の事業等について、サービスに対するニーズ量を見込み、目標量を設定するとともに、新市としての目標事業量を設定する。 〔計画年度〕 平成24年度～平成26年度 〔策定委員会〕 栃木市社会福祉施策推進委員会	〔目的〕 本町における障がい者の現状を踏まえ、今後の障がい者施策を効果的に推進していくこと及び福祉サービス等の必要量を見込み、その提供体制を確保する。 〔概要〕 ・国から示される特定の事業等について、サービスに対するニーズ量を見込み、目標量を設定するとともに、新市としての目標事業量を設定する。 〔計画年度〕 平成24年度～平成26年度 〔策定委員会〕 岩舟町地域自立支援協議会	合併後に再編する。		
	1 2 3					

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
2	日本赤十字社関係事務に関すること	〔概要〕 ・社員制度で組織され社員の納める社費を事業資金として、災害援護活動、緊急医療活動、奉仕活動、血液事業等を行っている。 ・定款により県支部の下部組織を福祉事務所地区におくとしているため、市長を地区長として栃木市地区を設置している ・募集した社資のうち地区区分費として、社資実績額の１０％が交付金として交付される。 〔事務局〕 本庁社会福祉課・各総合支所健康福祉課 〔社資〕 ・１世帯あたり目標額 ３５０円 ・自治会還元額 社資の１０％	〔概要〕 ・社員制度で組織され社員の納める社費を事業資金として、災害援護活動、緊急医療活動、奉仕活動、血液事業等を行っている。 ・募集した社資のうち地区区分費として、社資実績額の１０％が交付金として交付される。 〔事務局〕 岩舟町社会福祉協議会 〔社資〕 ・１世帯あたり目標額 ３８０円 ・自治会還元額 なし	合併時は現行のとおりとし、合併後２年以内に再編する。
	129			
3	ひとり親家庭及び寡婦自立促進計画に関すること	〔目的〕 増加しているひとり親家庭及び寡婦の生活安定と向上のための措置に関する基本的な方針に関して、計画を策定し自立促進を図る。 〔計画策定年度〕 平成１９年度に旧栃木市において策定済みであるが今後全市における計画を策定予定 〔策定委員会〕 栃木市社会福祉施策推進委員会	該当なし	合併時は現行のとおりとし、合併後、計画策定時に再編する。
	146			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
4	一次予防事業対象者 介護予防事業に関する こと	目的 一次予防事業対象者に対して講座形式やパンフレットの配布等により知識の普及啓発に努め、身体機能の向上を図る。 【栃木地域】 概要 運動器機能向上教室・栄養改善教室・口腔機能向上教室・閉じこもり予防教室等を開催 実施方法 包括職員・運動指導士・栄養士・歯科衛生士・看護師等により実施 講師謝礼：健康運動指導士 7,000 円、歯科衛生士 7,000 円 栄養士 7,000 円	目的 一次予防事業対象者に対して講座形式やパンフレットの配布等により知識の普及啓発に努め、身体機能の向上を図る。 概要 運動器機能を継続するための運動指導を中心に運動器機能向上教室・栄養改善教室・閉じこもり予防教室等を開催 実施方法 包括職員・健康運動指導士・管理栄養士・歯科衛生士・保健師により実施 講師謝礼：健康運動指導士 7,350 円、 管理栄養士 7,200 円 歯科衛生士 7,200 円	合併時は現行のとお りとし、平成 27 年 3 月 までに再編する。
		【大平地域】 概要 運動器機能向上教室・栄養改善教室・口腔機能向上教室・閉じこもり予防教室等を開催 実施方法 包括職員・健康運動指導士・管理栄養士・元気アップサポーター等により実施 講師謝礼：健康運動指導士 委託、 管理栄養士 7,000 円		
		【藤岡地域】 概要 運動器機能向上教室・栄養改善教室・口腔機能向上教室・閉じこもり予防教室等を開催 実施方法 包括職員・運動指導士・栄養士・歯科衛生士・看護師等により実施 講師謝礼：健康運動指導士 7,000 円、 歯科衛生士 7,000 円 栄養士 7,000 円		
		【都賀地域】 概要 運動器機能向上教室や介護予防講演会を開催、及び高齢者のいる世帯へのパンフレット配布 実施方法 包括職員・運動指導士・医師・看護師等により実施 講師謝礼：健康運動指導士 7,000 円、 看護師 7,000 円 医師 30,000 円		
		【西方地域】 概要 主に運動器機能の向上を目的に、予防教室を開催 実施方法 包括職員・保健師・ボランティア（シルバニア大学卒業生）等により実施 講師謝金：在宅保健師 7,000 円		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
5	二次予防事業対象者 介護予防事業に関す ること	目的 二次予防事業対象者に対して予防教室を実施し、要介護状態に なることを予防する。 概要 運動・栄養・口腔機能向上の複合型介護予防教室の開催 実施方法 本庁で一括して業者委託し、各包括支援センターで開催 【栃木地域】運動器機能向上教室、口腔機能向上教室、閉じこもり・ 認知症・うつ予防教室を開催 【大平地域】運動器機能向上教室、栄養改善教室、口腔機能向上教室 閉じこもり・認知症・うつ予防教室を開催 【藤岡地域】閉じこもり・認知症・うつ予防教室を開催 【都賀・西方地域】運動器機能向上教室を開催	目的 二次予防事業対象者に対して予防教室を実施し、要介護状態に なることを予防する。 概要 運動器機能向上教室 栄養改善教室 口腔機能向上教室を開催	合併時は現行のとお りとし、平成 27 年 3 月 までに再編する。
	1 5 1			
6	ネットワーク（介護 予防ボランティア養成 講座を含む）に関 すること	目的 地域における様々な活動の担い手を育成するとともに に、関係者のネットワークの構築を図る。 内容 認知症サポーター養成講座の開催 【栃木地域】 認知症サポーター養成講座の開催 健康づくりサポーター養成講座の開催 高齢者ネットワーク推進会議の開催 【大平地域】 認知症サポーター養成講座の開催 健康づくりサポーター養成講座の開催 【藤岡地域】 認知症サポーター養成講座の開催 【都賀地域】 認知症サポーター養成講座の開催 生活・介護支援サポーター養成講座 【西方地域】 認知症サポーター養成講座の開催	目的 地域における様々な活動の担い手を育成するとともに に、関係者のネットワークの構築を図る。 内容 認知症サポーター養成講座の開催	合併時は現行のとお りとし、平成 27 年 3 月 までに再編する。
	1 6 6			
7	権利擁護事業に関す ること	【目的】 高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活することができるよう、成年後見制度の活用や高齢者虐待の対応など、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行う。	【目的】 高齢者の権利擁護に係る相談への対応・成年後見制度の活用促進・虐待の早期発見のための地域関係ネットワーク構築等。	合併時は現行のとお りとし、平成 27 年 3 月 までに再編する。
	1 6 7			

保健福祉部会
栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
8	食生活改善推進団体 連絡協議会に関する こと	[名称] 栃木市食生活改善推進団体連絡協議会（H22.5 発足） [会員] 163 名：栃木 62 名（5 グループ）、大平 31 名 藤岡 22 名、西方 44 名（2 地区）、都賀 4 名 [活動内容] ○全体会及び研修会を年 1～2 回開催 ○活動は各支部ごとに行う。 ・各支部で総会・研修会、日本食生活協会事業、とちぎ健康 21 プランバックアップ事業など ・特徴ある活動 ＜栃木＞健康まつりで塩分クイズ・食生活アドバイザー、お すそわけ料理、子ども料理コンクール出展作品発表、3 歳児健診時試食提供・食生活アドバイザー、各グループ別 講習会、自主活動 ＜大平＞健康福祉まつりで食育ポイントラリー、子どもの 料理コンクール、親子料理教室、糖尿病教室など ＜藤岡＞ふくしまつりで食事バランスガイド普及、健康ウ ォーキング ＜西方＞子ども園での食育事業、健診結果説明会時の試食、 バランスガイドの普及 [年会費] 500 円/人 ＊県負担金については市から支出	[名称] 岩舟町食生活改善推進団体連絡協議会 [会員] 20 名 [活動内容] ○「岩舟町けんこう普及員の会」食生活改善部会員とし て活動。 ・研修会、日本食生活協会事業、とちぎ健康 21 プランバ ックアップ事業、健康まつりでの食生活改善普及活動、 子ども料理コンクール出展作品発表、男性のための料理 教室、自主活動など [年会費] 1,000 円/人（けんこう普及員の会会費として） ＊県負担金については会から支出	合併後に再編するよ う働きかける。
	21	[その他] ボランティア活動保険（個人加入予定） 今後の協議事項：市協議会事業及び会計の設置など		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
9	健康増進法に基づく健康教育に関するこ と	健康教育 【栃木地域】 健康あつふ講座： 運動 5、栄養 2 メタ予防講座： 栄養編 8回、運動編 9回 ＊特保と同時実施 禁煙支援相談： （随時） 自主グループ活動支援： 平成会、れもんの会 出前講座 【大平地域】 筋力アップすっきり教室： 運動編 年間 24 回（月 2 回） ＊特保と同時実施 糖尿病予防教室： 5 回×1 コース 男前運動教室： 年間 12 回（月 1 回） 自主グループ活動支援： リフレッシュ体操の会 出前講座 【藤岡地域】 脱メタボ健康教室： 特保と同時実施 栄養：血糖まる分かり教室 年 8 回 運動：チャレンジ運動教室 年 14 回 出前講座 【都賀地域】 健康づくりセミナー： バイキング実習 年 2 回 ＊特保と同時開催 からだスッキリ！運動教室：（年 10 回） 減る脂一教室： 2 回 1 コース、調理実習と栄養講話、運動の実際 【西方地域】 おなかスッキリ運動教室： 年 8 回（昼 4 回、夜 4 回） ＊特保と同時実施	健康教育 からだイキイキ教室： 11 回、年 2 コース 栄養 2 回、運動 9 回 岩舟町けんこう普及員の会による運動 普及活動	合併時は現行のとお りとし、合併後平成 27 年 3 月までに再編する。
	7 6			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

保健福祉部会

５．合併時に廃止

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
1	知的障害者福祉金に関すること	該当なし	〔概要〕 在宅の知的障がい者に福祉金を支給することにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。 対象者は在宅の療育手帳Ａ／Ｂ所持者の保護者 年額 5,000 円を３月末に支給する。	合併時に廃止する。
	162			
2	在宅支援寝具洗濯乾燥消毒サービス事業に関すること	該当なし	〔対象者〕 ・寝具の衛生管理が困難な 65 歳以上の高齢者のみの世帯 ・障害及び傷病等の理由により寝たきりの状態にある者 〔事業概要〕 寝具の洗濯、乾燥、消毒を委託事業所に委託してサービスを提供する。年度内に乾燥、消毒サービスを一式 10 回、洗濯サービスを一式 2 回分の利用券を交付する。 〔利用者負担〕 サービスに係る費用の 1 割を委託事業所に支払う。 〔委託料〕 サービスに係る費用の 9 割を町が委託事業所に支払う。	合併時に廃止する。
	178			